

仙北市
第二期子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月
秋田県 仙北市

ごあいさつ



子どもは社会の宝であり、未来への活力の源です。子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境を整えることは、将来の仙北市を支える基盤となります。

近年、結婚や出産に対する意識の多様化に伴い、未婚化・晩婚化等による少子化が進行しています。また、家庭や地域社会の教育力の低下や地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化や大人優先の社会的風潮など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けています。一方、ひとり親家庭についても、養育や教育にかかる経済的な問題をはじめ、様々な困難に直面しています。

子どもが置かれた環境の良し悪しに影響されることのない、「子どもの最善の利益」が優先される社会を実現するためには、育児を単に肩代わりするような支援ではなく、親の不安やストレスを解消し、子育ての喜びや生きがいを取り戻し、子どものより良い育ちの実現に向けた子育て支援を進めていくことが必要となります。

仙北市では、「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、平成27年4月には「仙北市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、すべての子育て家庭に対する総合的な支援に取り組んできたところです。また国の方針を受けて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育の負担軽減を図る総合的な少子化対策として、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートしました。

令和2年度から始まる新計画「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」では、すべての子育て家庭を社会全体で支え将来を担う子どもたちが健やかに成長でき、地域の人々に見守られながら親が安心して子どもを生み育てられ、仕事と家庭を両立しながら子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指して事業を推進してまいります。

結びにあたり、本計画の策定にご尽力、ご協力いただきました「仙北市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、関係団体の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和2年3月

仙北市長 門脇 光浩



目次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	5
5 制度改正等のポイント	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と市民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本市における人口と子ども人口の状況	11
(1) 人口と子ども人口の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
2 子育て家庭の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
(1) 本市の就業率	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度利用の状況	19
4 子育て支援事業の利用状況	21
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況	21
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	22
5 施策の進捗評価	24
6 本市における課題の整理	26

第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標等	32
3 施策の体系図	33
第4章 子育てに関する施策の展開	37
基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり	38
推進施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実	38
推進施策(2) 保育サービスの充実	40
推進施策(3) 子育て支援のネットワークづくり	41
推進施策(4) 児童の健全育成	41
推進施策(5) 交流事業の充実	43
基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	44
推進施策(1) 子どもや母親の健康の確保	44
推進施策(2) 「食育」の推進	46
推進施策(3) 思春期保健対策の充実	46
推進施策(4) 小児医療の充実	47
基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり	48
推進施策(1) 次代の親の育成	48
推進施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	49
推進施策(3) 家庭や地域の教育力の向上	50
基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり	52
推進施策(1) 良質な住宅の確保	52
推進施策(2) 良好な居住環境の確保	52
推進施策(3) 安全な道路交通環境の整備	53
推進施策(4) 安心して外出できる環境の整備	53
推進施策(5) 安全・安心のまちづくり推進等	53

基本目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	55
推進施策（1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	55
推進施策（2）仕事と子育ての両立の支援	55
基本目標6 子どもの安全・安心を守る環境づくり	56
推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進	56
推進施策（2）子どもを犯罪等から守るための活動の推進	57
推進施策（3）防災活動	57
基本目標7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	58
推進施策（1）児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進	58
推進施策（2）ひとり親家庭の支援の推進	59
推進施策（3）障がい児施策の充実	59
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	63
1 教育・保育事業等の提供区域	63
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	65
（1）推計の手順	65
（2）子ども人口の推計	66
（3）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	67
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	68
（1）教育施設（幼稚園、認定こども園）	68
（2）保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）	68
（3）地域型保育事業	70
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	73
（1）相談支援事業	73
（2）訪問系事業	75
（3）通所系事業	76
（4）その他事業	79

5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	81
(1)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	81
(2)	新・放課後子ども総合プランの推進.....	84
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	85
(1)	認定こども園の普及についての基本的な考え方	85
(2)	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	85
(3)	質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	86
(4)	教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	86
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の 内容に関する事項.....	86
第6章 計画の推進・評価体制		89
1	計画の推進体制	89
2	計画の公表及び周知	89
3	計画の評価と進行管理.....	89
資 料 編		93
1	幼児教育・保育の無償化について	93
(1)	幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	93
(2)	幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	93
(3)	無償化の対象者・対象範囲等.....	94
2	仙北市 子ども・子育て会議	96
(1)	仙北市子ども・子育て会議条例.....	96
(2)	委員名簿.....	98
(3)	会議の開催日と審議内容	98
3	用語解説.....	99

◆年号記載方法について

2019 年5月の改元に伴い、本文中の年号は 2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第 1 章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

仙北市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「仙北市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の施策を踏まえながら、「子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北」を基本理念とした、「仙北市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第一期計画」という。）を策定し、2015（平成27）年度より5か年計画で、より一層乳幼児期に質の高い学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援事業等を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざして、計画的に実施するとともに、行政や関係機関、地域が連携して、子育てが大切な、そして幸せな時間となるように安全・安心な環境のまちづくりを推進してきました。

しかし、こうした施策を推進しながらも、少子化の流れは留まることなく進行し、さらに子どもの貧困問題が表面化したことで、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、2019（令和元）年8月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を通して、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、「次世代育成支援対策推進法」による関連する諸制度の施策と連携しながら、本市内に居住する障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとしました。

2 計画の位置づけ

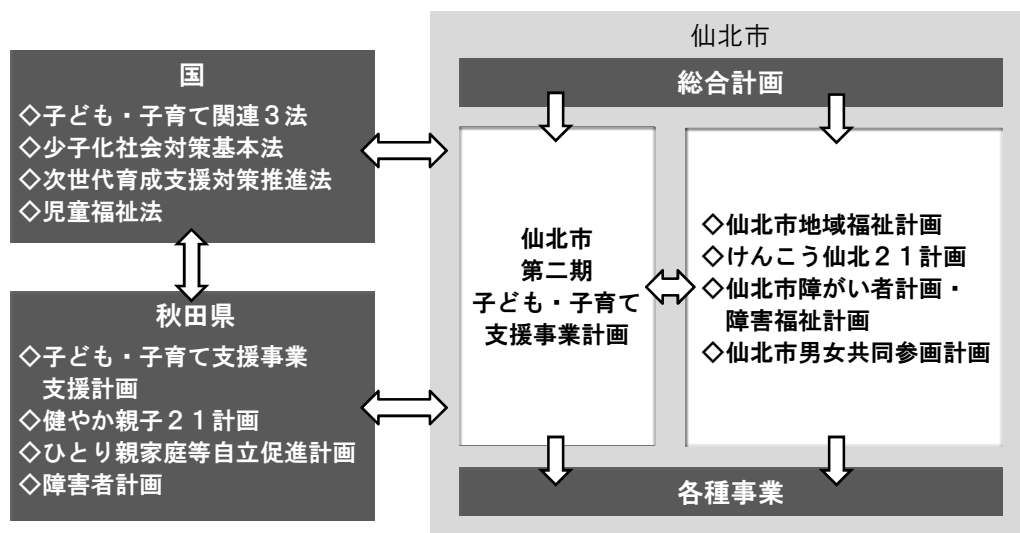
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国が定めた基本指針に即して策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に「改正次世代育成支援対策推進法」が成立し、法の期間が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画の施策の成果を継承しながら、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、取り組むべき事業・方策の見直しを総合的・一体的に進めるため、関連計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「仙北市総合計画」や関連する「仙北市地域福祉計画」「けんこう仙北21計画」「仙北市障がい者計画・障害福祉計画」「仙北市男女共同参画計画」の施策について整合性を図りながら、子ども・子育て支援に必要な施策を立案しました。

■ 他計画との連携





4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

■ 計画期間

2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
仙北市子ども・子育て支援事業計画(第一期)									
					仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改革等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

（２）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の４点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



6 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定体制としては、「第一期計画」策定時に設置した地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者などの委員で構成される「仙北市子ども・子育て会議」を再度設置しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な各検討課題に対して審議を行った結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（令和元）年8月に妊婦から就学前及び小学校4年生までの児童のいる子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画最終案に対する意見を精査しながら会議で協議・考察した上で、必要に応じて計画書への反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や提供量の確保策にあたっては、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題



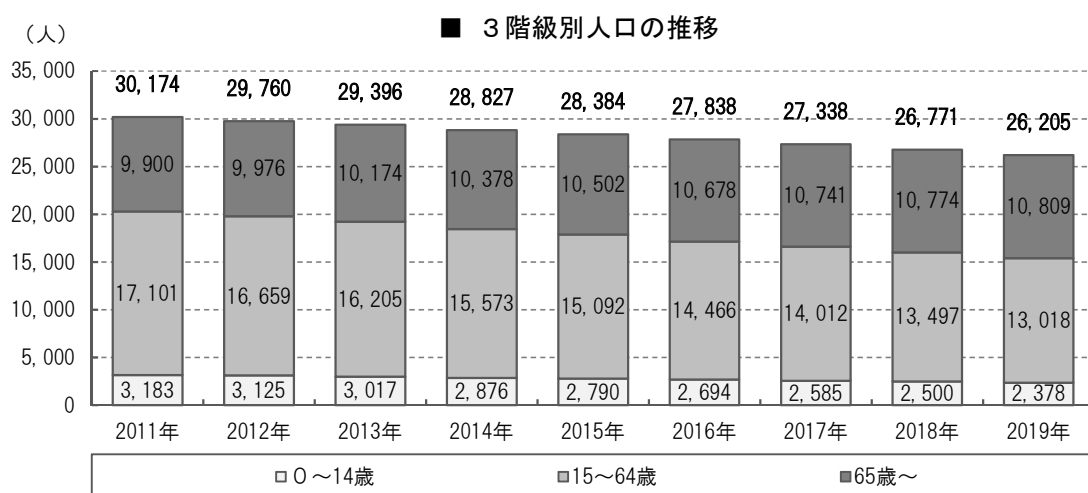


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

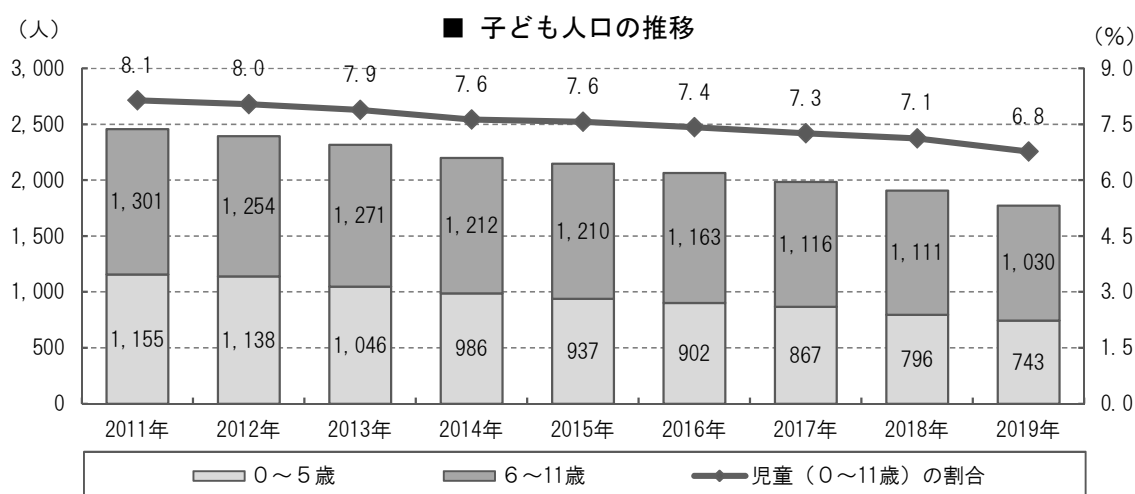
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は、2011（平成23）年以降減少傾向にあります。3階級別人口をみると、2011（平成23）年から2019（平成31）年までに65歳以上（老年人口）は909人（9.2%）の増加、15～64歳（生産年齢人口）は4,083人（23.9%）の減少、0～14歳（年少人口）は805人（25.3%）の減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

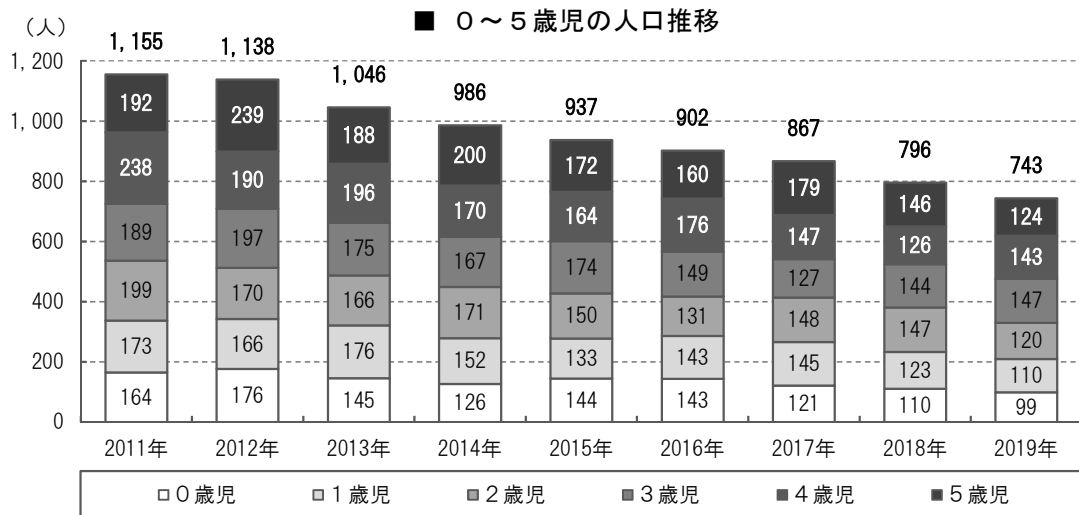
総人口に占める子ども人口（就学前児童及び小学生）の割合は、2011（平成23）年の8.1%（2,456人）から、2019（平成31）年には6.8%（1,773人）まで低下しています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合です。

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

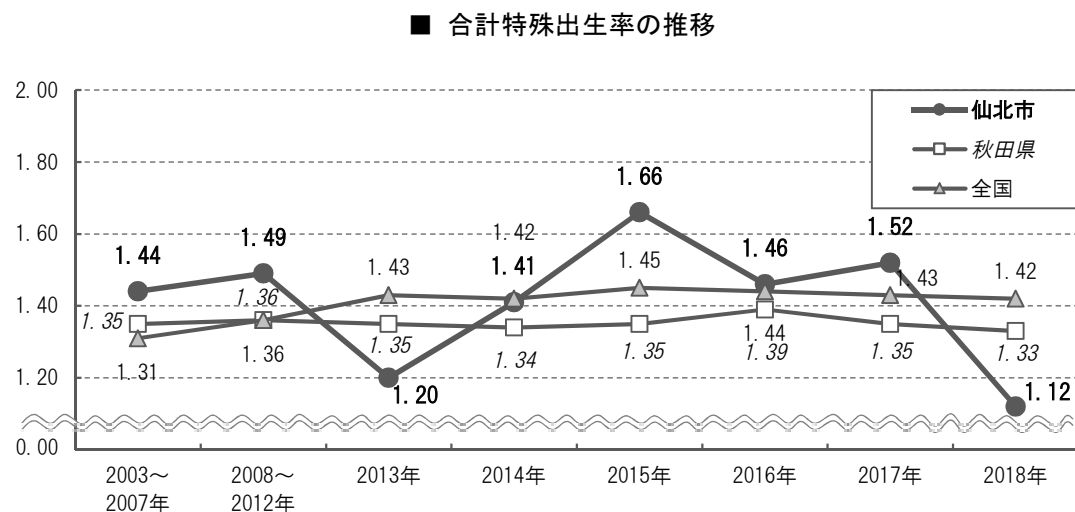
就学前児童（0～5歳）の人口は、2011（平成23）年から2019（平成31）年にかけて412人（35.7%）の減少となっています。また、1歳階級別にみると、2011（平成23）年から2019（平成31）年にかけて、3歳児を除く年齢で約4割減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、変動幅が大きいものの、ほとんどの年で全国・県を上回る水準となっています。



資料：（2003～2012年）仙北市：秋田県医務課からの人口動態統計

全国・秋田県：厚生省 人口動態保健所・市区町村別統計

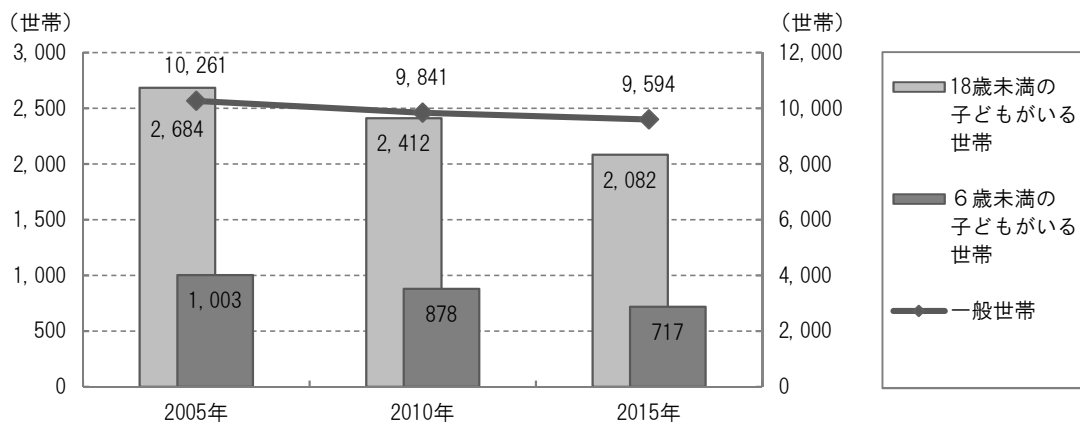
（2013～2018年）仙北市：保健課調べ、全国・秋田県：秋田県人口動態統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年における子育て世帯数の推移をみると、一般世帯の減少に伴って、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。

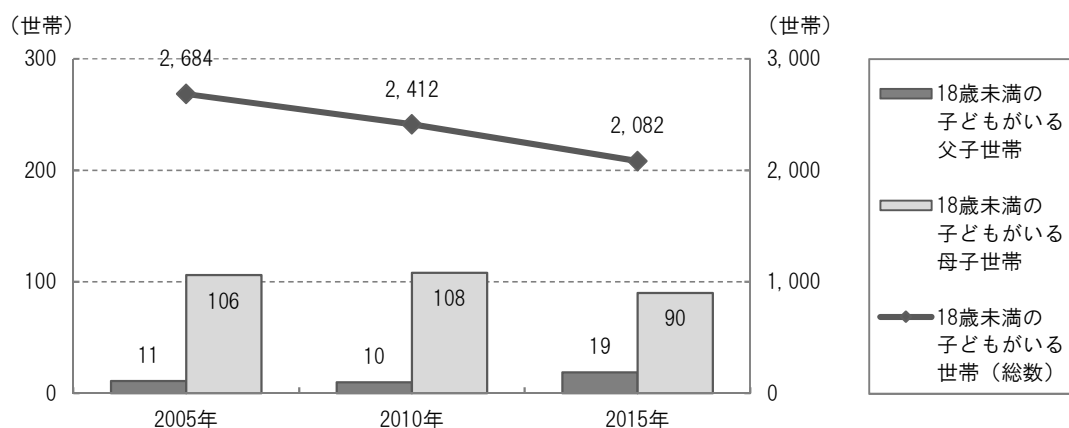
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数が大きく減少しているなか、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、父子世帯が増加傾向、母子世帯は横ばい傾向となっています。

■ 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移



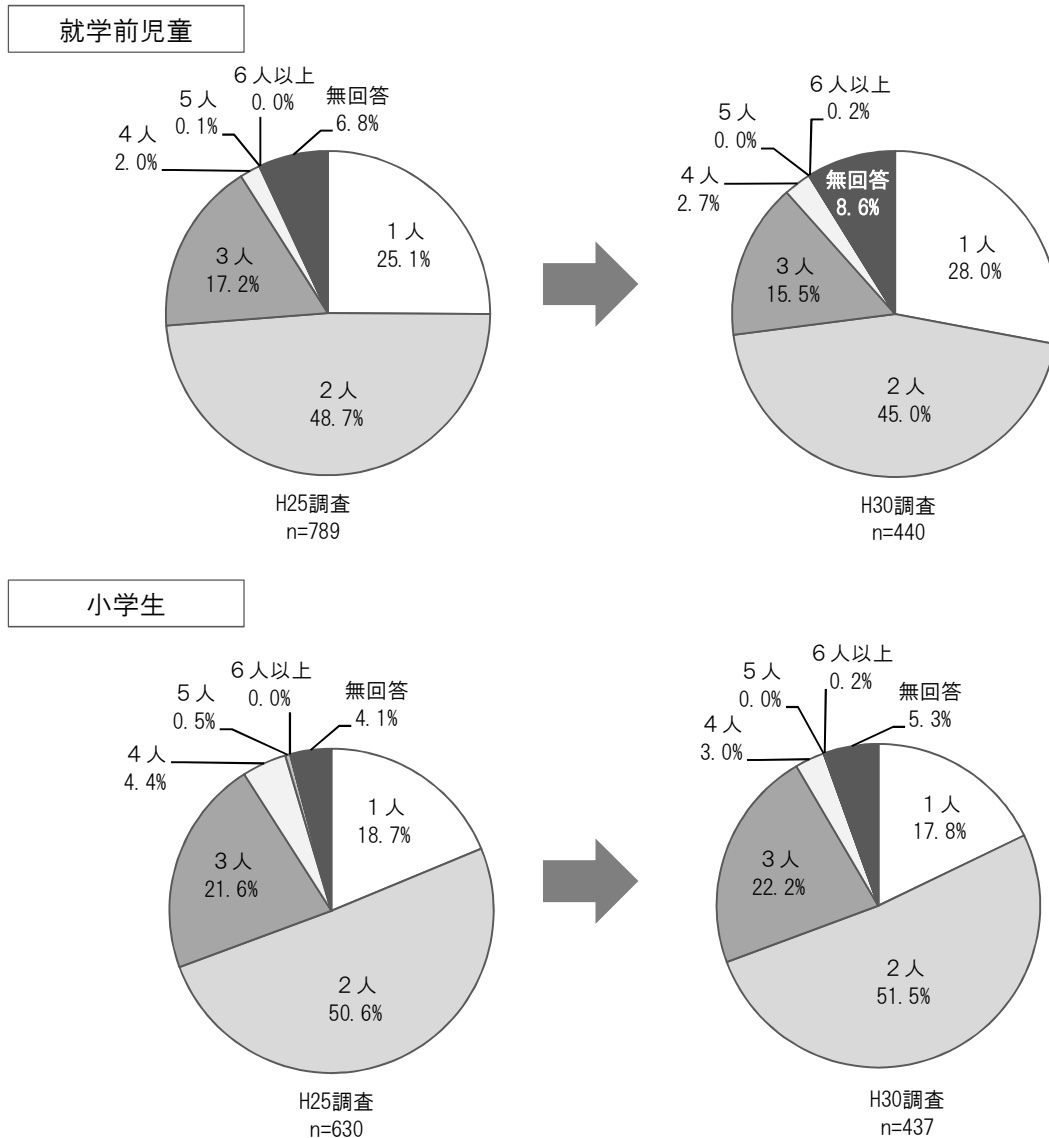
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者

ニーズ調査の結果から、子どもの人数が2人以上の世帯は、就学前児童で63.4%、小学生では76.9%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童は4.6^{ポイント}、小学生は0.2^{ポイント}低くなっています。

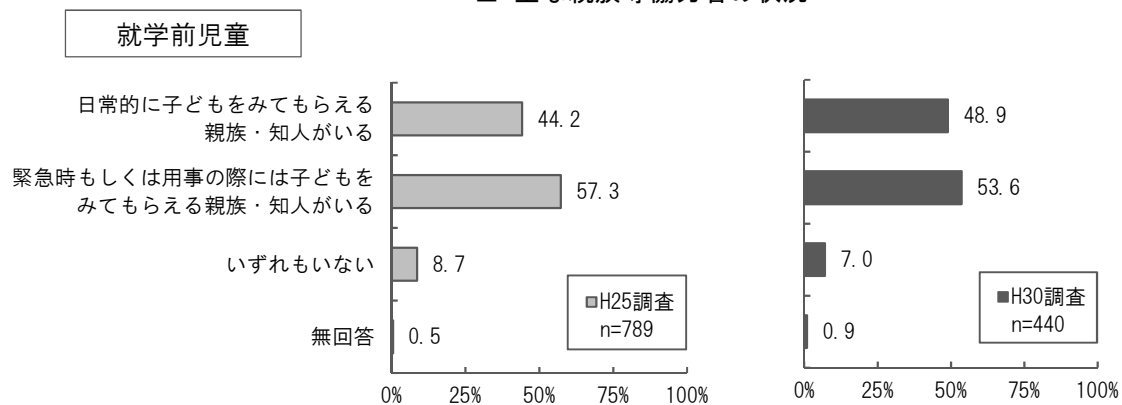
■ 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

「日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」就学前児童は48.9%で、前回調査より4.7^{ポイント}高くなっています。「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる親族・知人がいる」就学前児童は53.6%で、前回調査より3.7^{ポイント}低くなっています。一方、「いずれもない」は7.0%で、前回調査（8.7%）より1.7^{ポイント}低くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況

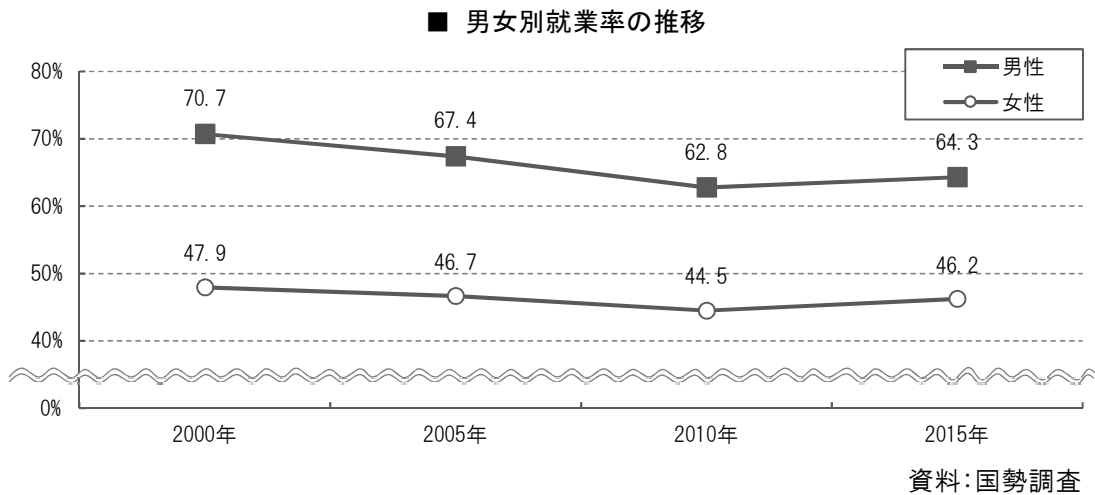


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

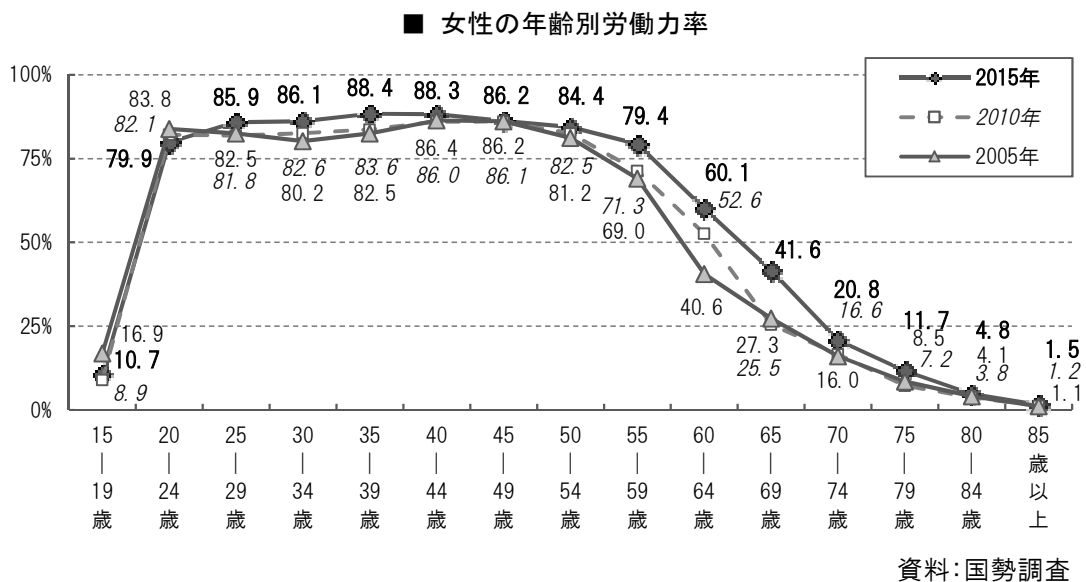
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 本市の就業率

15歳以上の就業率をみると、男女ともに2000（平成12）～2010（平成22）年にかけて低下傾向にありましたが、2015（平成27）年には上昇に転じています。



女性の年齢別労働力率をみると、2015（平成27）年は25歳以降、ほぼすべての年代で2005（平成17）年、2010（平成22）年を上回っています。特に25～54歳では80%を超え、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは見られません。

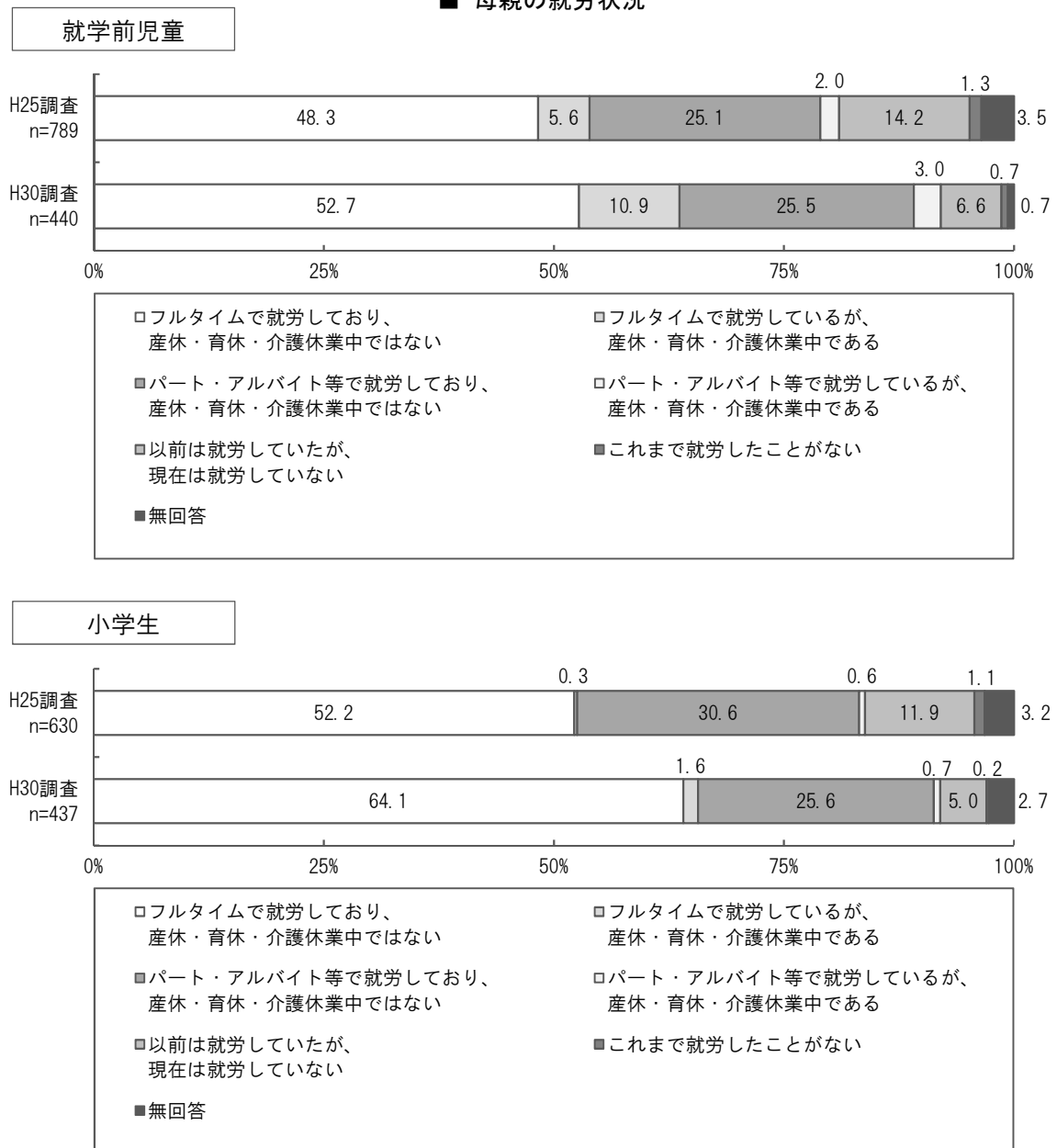


(2) 母親の就労状況

「フルタイムで就労している」母親は、就学前児童で63.6%、小学生で65.7%、「パート・アルバイト等で就労している」母親は、就学前児童で28.5%、小学生で26.3%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「フルタイムで就労している」母親は、就学前児童で9.7^{ポイント}、小学生で13.2^{ポイント}高く、「パート・アルバイト等で就労している」母親は、就学前児童で1.4^{ポイント}高く、小学生で4.9^{ポイント}低くなっています。

■ 母親の就労状況

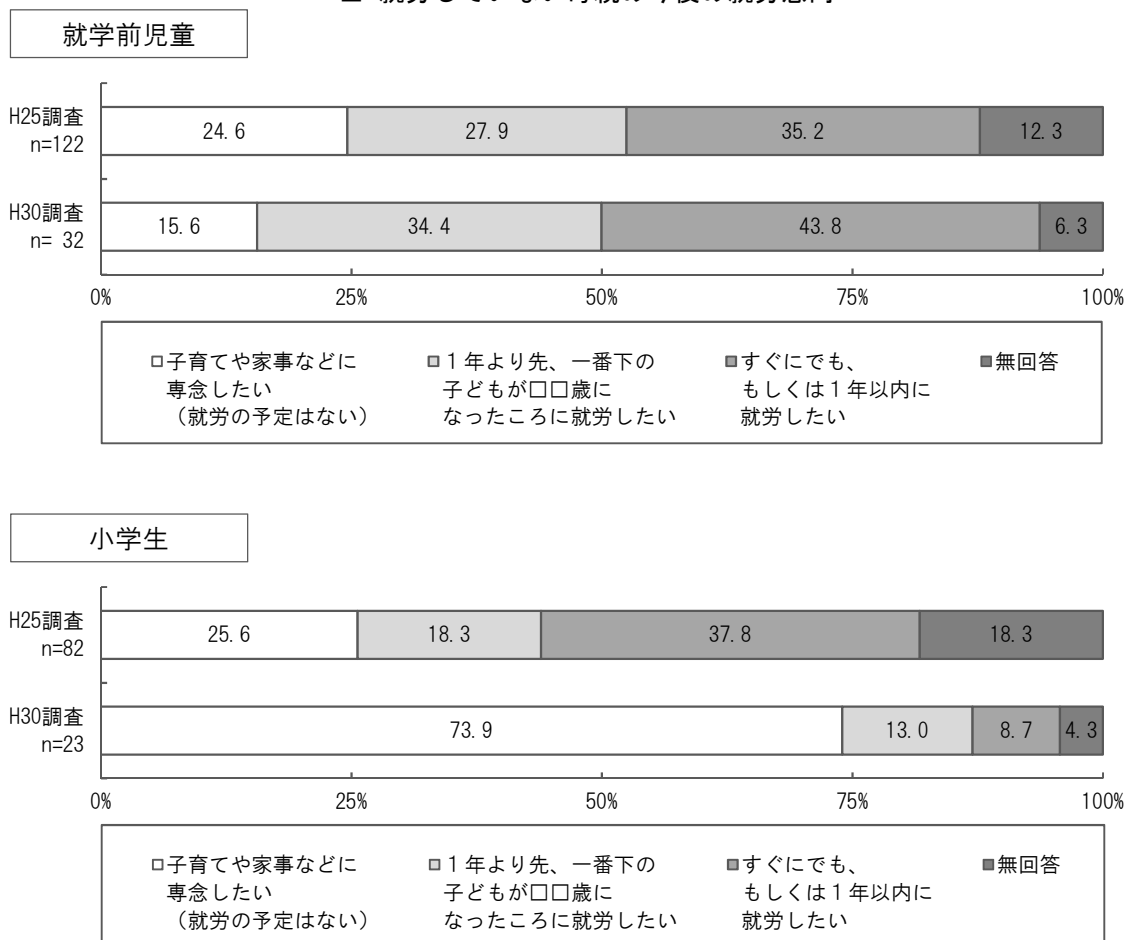


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（43.8%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（73.9%）が最も高くなっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」を合わせると、就労希望のある母親は就学前児童で78.2%、小学生で21.7%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就労希望のある母親の割合は、就学前児童で15.1^{ポイント}高く、小学生で34.4^{ポイント}低くなっています。また、小学生では、就労の予定はない母親が48.3^{ポイント}高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

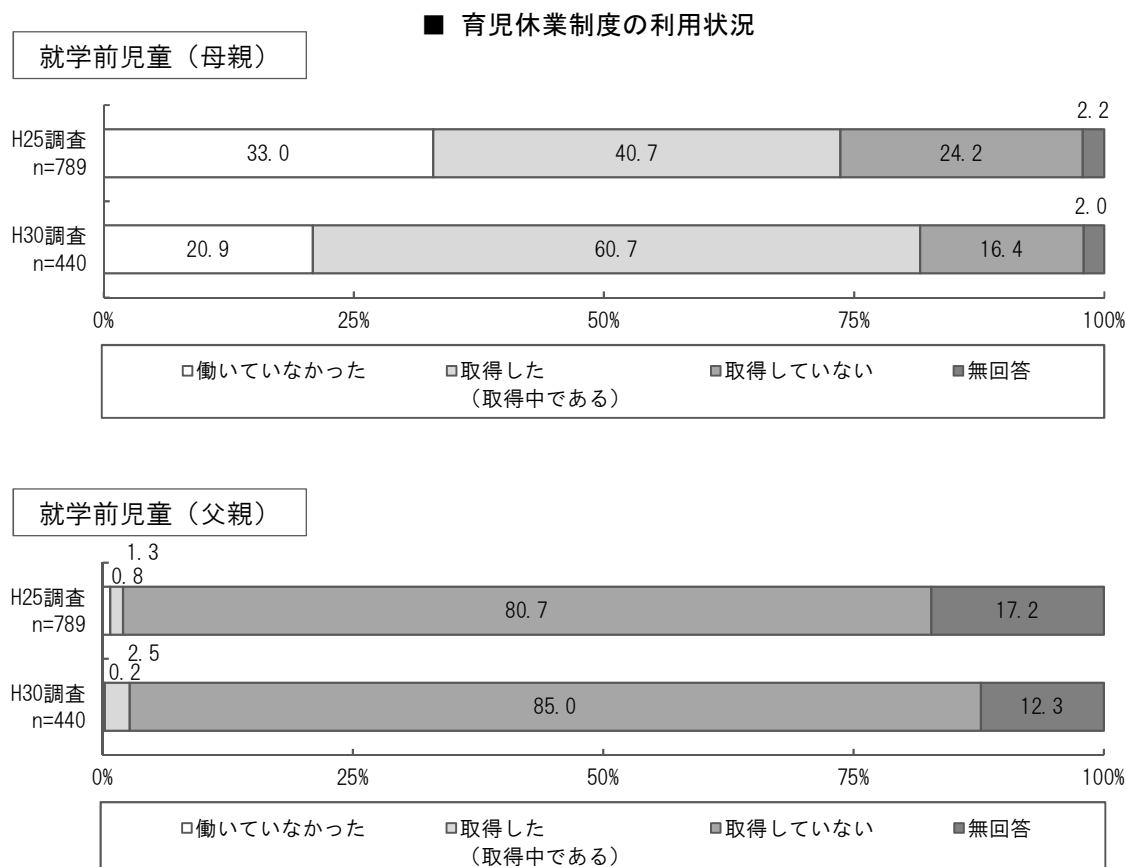


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

（３）育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は60.7%ですが、父親は2.5%と極めて低くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は20.0^{ポイント}、父親は1.2^{ポイント}高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

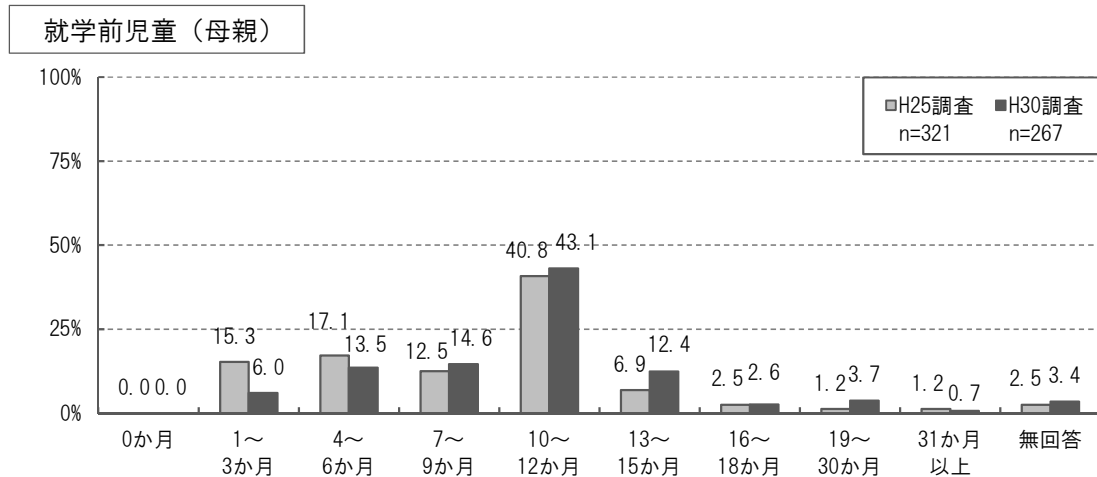
【参考資料】

就学前児童	H25 調査		H30 調査	
	母 親	父 親	母 親	父 親
取得した（取得中である）と回答した人数	321 人	10 人	267 人	11 人
就労者（「働いていなかった」の回答者を除く）における育児休業取得割合	60.7%	1.3%	76.7%	2.5%

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「10～12か月」（43.1％）が最も高く、次いで「7～9か月」（14.6％）、「4～6か月」（13.5％）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「10～12か月」で2.3^{ポイント}高くなっています。また、「1～3か月」で9.3^{ポイント}、「4～6か月」で3.6^{ポイント}低くなっています。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

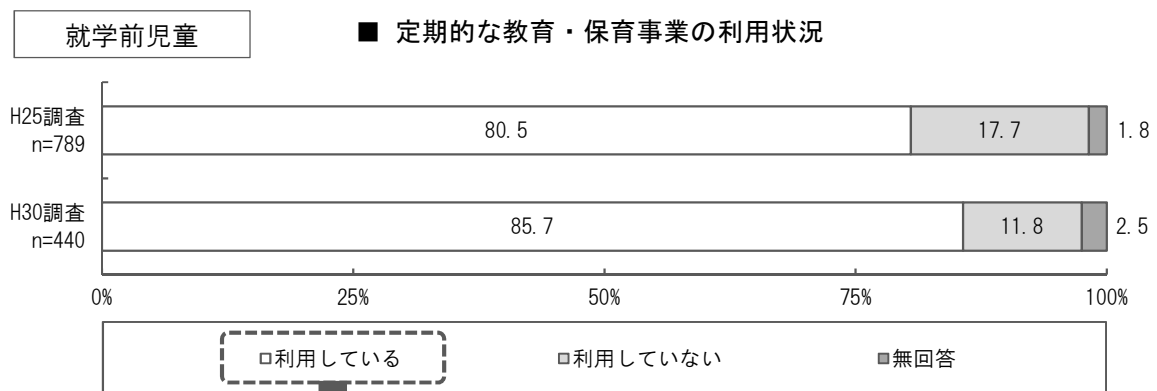
4 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

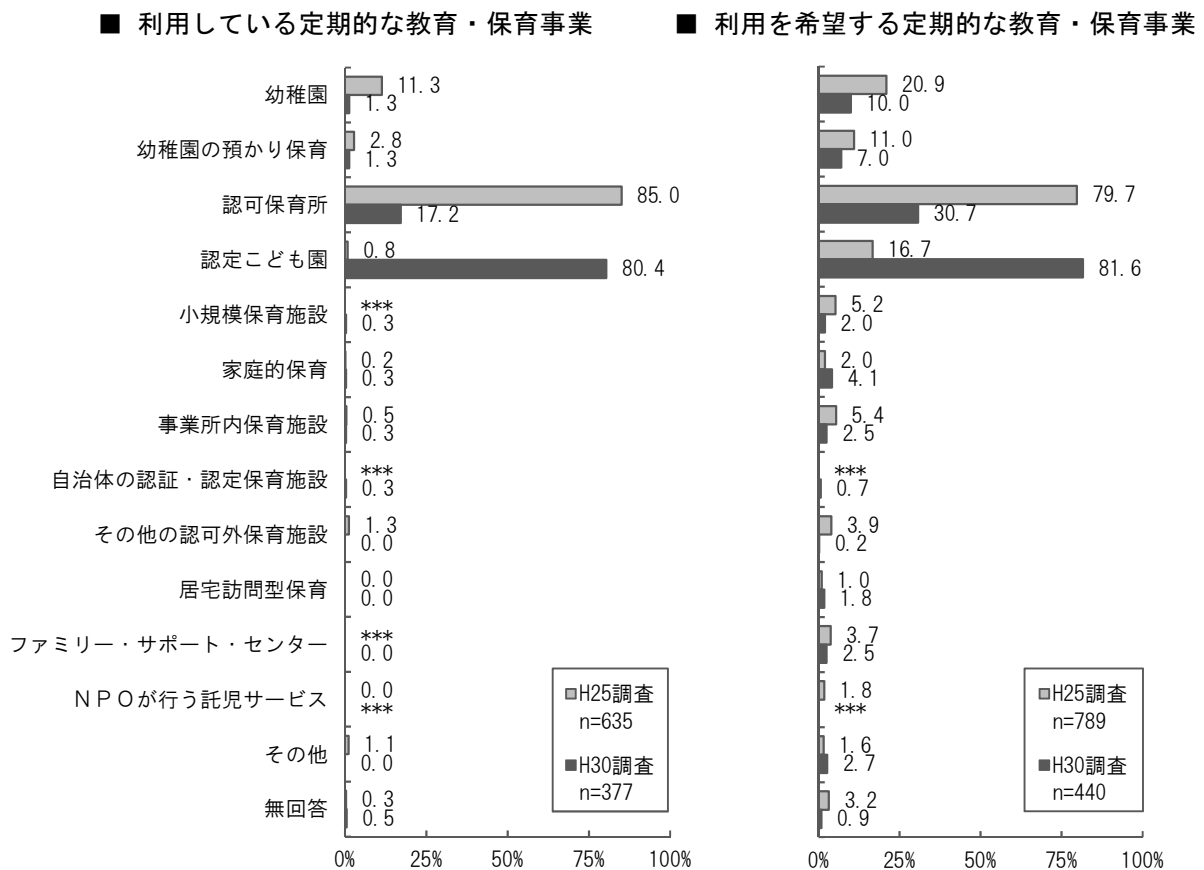
定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童は85.7%で、「認定こども園」(80.4%) 利用者が大半を占め、次いで「認可保育所」(17.2%) となっています。

また、利用したい教育・保育事業でも「認定こども園」(81.6%) が8割を超え、次いで「認可保育所」(30.7%) が約3割となっています。

前回調査(H25)と比較すると、「認可保育所」利用者・利用希望者ともに50^{ポイント}前後低く、「認定こども園」利用者・利用希望者が大幅に高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

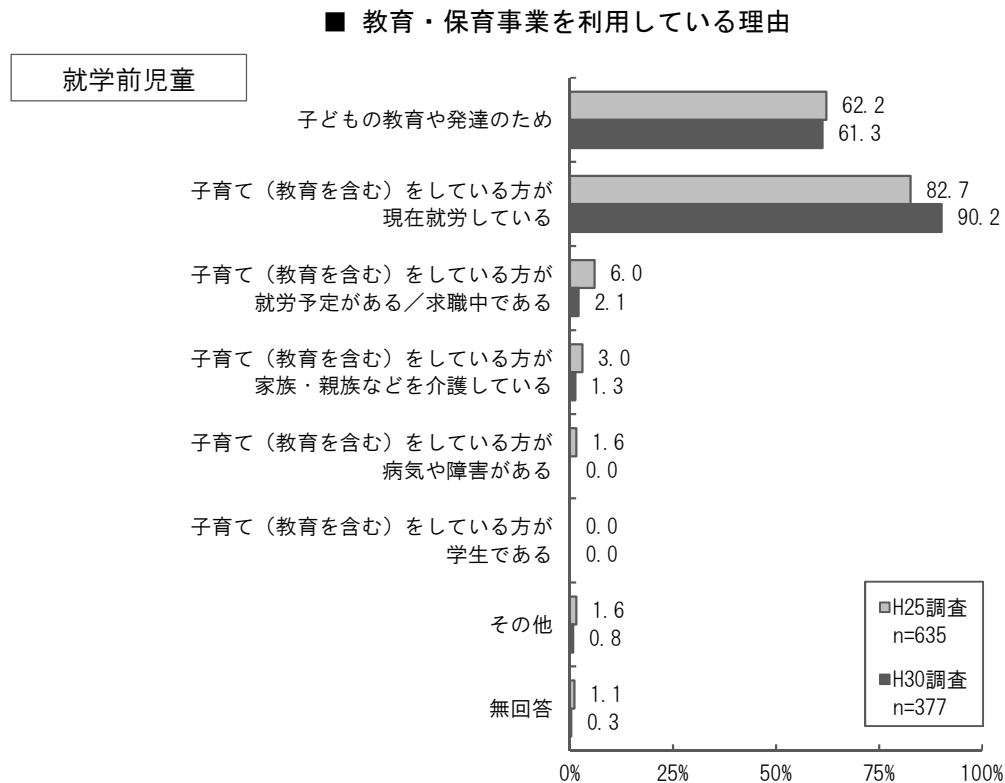


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（90.2%）が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（61.3%）となっています。

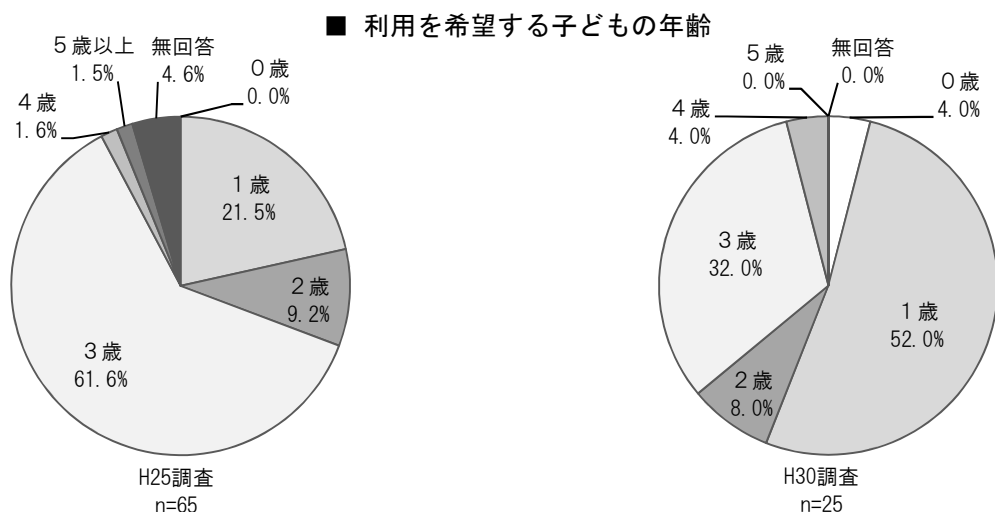
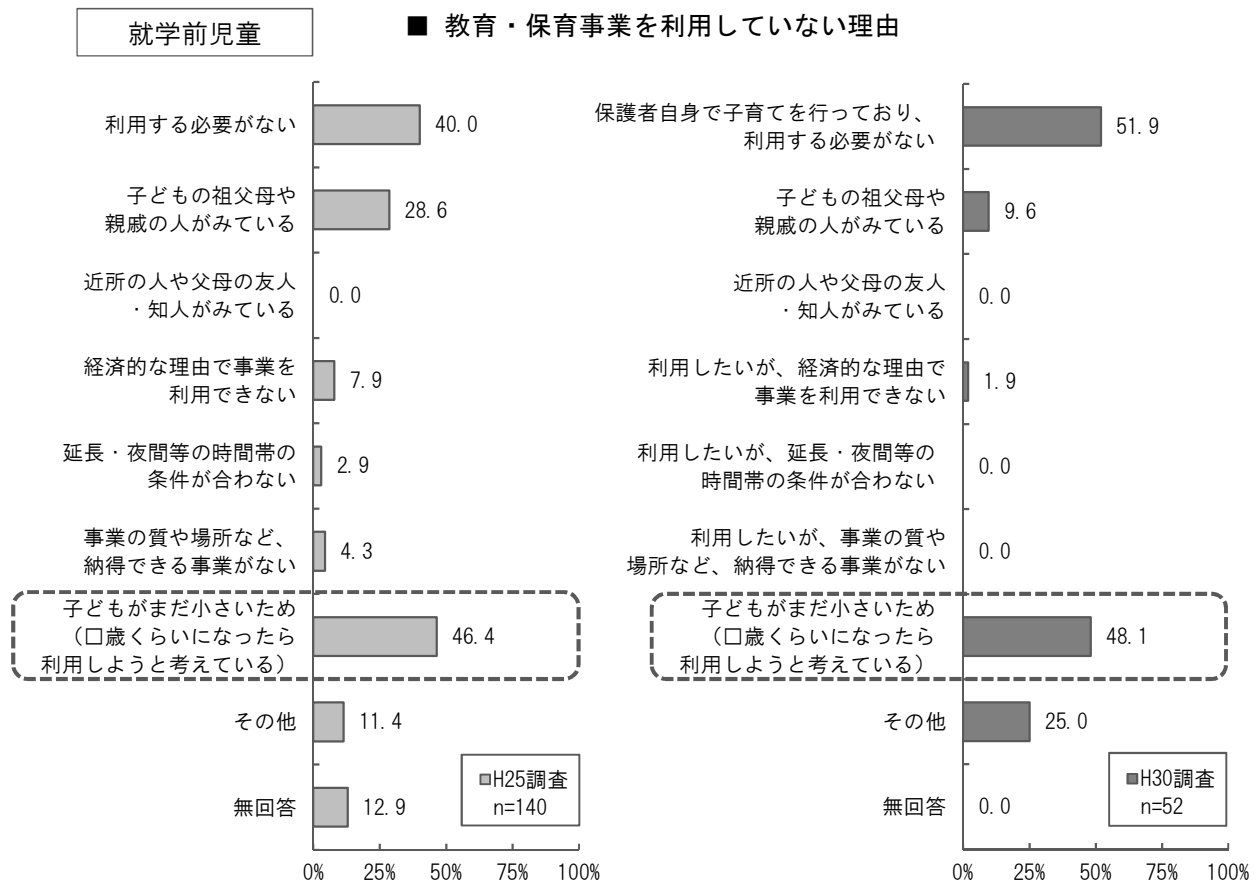
前回調査（H25）と比較すると、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」は7.5^{ポイント}高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

平日に定期的に教育・保育事業を利用していない理由は、「保護者自身で子育てを行っており、利用する必要がない」（51.9%）が最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」（48.1%）となっています。「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち、52.0%は「1歳」での利用を希望しています。

前回調査（H25）と比較すると、「利用する必要がない」では11.9ポイント高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

「仙北市子ども・子育て支援事業計画」は、7つの基本目標と25の推進施策、76事業により構成され、その結果として目標達成できた2事業（2.6%）、推進できた12事業（15.8%）、実施中である58事業（76.3%）、実施したが見直しが必要な1事業（1.3%）、未実施であった3事業（3.9%）という進捗評価となりました。

未実施であった事業は、基本目標1の推進施策（1）「地域における子育て支援サービスの充実」の「乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）」「ファミリー・サポート・センター事業」、推進施策（2）「保育サービスの充実」の「延長保育事業」の3事業でした。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	76	2	12	58	1	3
基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり	25	2	1	18	1	3
(1)地域における子育て支援サービスの充実	8	1	0	4	1	2
(2)保育サービスの充実	5	1	0	3	0	1
(3)子育て支援のネットワークづくり	2	0	0	2	0	0
(4)児童の健全育成	8	0	1	7	0	0
(5)交流事業の充実	2	0	0	2	0	0
基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	13	0	2	11	0	0
(1)子どもや母親の健康の確保	4	0	1	3	0	0
(2)「食育」の推進	3	0	1	2	0	0
(3)思春期保健対策の充実	3	0	0	3	0	0
(4)小児医療の充実	3	0	0	3	0	0
基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり	13	0	4	9	0	0
(1)次代の親の育成	2	0	0	2	0	0
(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	8	0	4	4	0	0
(3)家庭や地域の教育力の向上	3	0	0	3	0	0
基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり	8	0	3	5	0	0
(1)良質な住宅の確保	1	0	0	1	0	0
(2)良好な居住環境の確保	1	0	0	1	0	0
(3)安全な道路交通環境の整備	1	0	0	1	0	0
(4)安心して外出できる環境の整備	2	0	1	1	0	0
(5)安全・安心のまちづくり推進等	3	0	2	1	0	0



施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
基本目標5 子どもと仕事の両立を支援する環境づくり	3	0	0	3	0	0
(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1	0	0	1	0	0
(2)仕事と子育ての両立の支援	2	0	0	2	0	0
基本目標6 子どもの安全・安心を守る環境づくり	7	0	1	6	0	0
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	0	0	3	0	0
(2)子どもを犯罪等から守るための活動の推進	3	0	1	2	0	0
(3)防災活動	1	0	0	1	0	0
基本目標7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	7	0	1	6	0	0
(1)児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進	5	0	1	4	0	0
(2)ひとり親家庭の支援の推進	1	0	0	1	0	0
(3)障がい児施策の充実	1	0	0	1	0	0

6 本市における課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題に対する施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

母親の就労状況は、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就学前児童が92.1%、小学生が92.0%となっており、2013（平成25）年度の前回調査と比較すると、就学前児童で11.1^{ポイ}、小学生で8.3^{ポイ}高くなっている状況です。また、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「認定こども園」（80.4%）の割合が最も高く、次いで「認可保育所」（17.2%）となっています。幼児教育・保育の無償化による影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業の確保、保護者のニーズに合わせた事業の提供が必要となります。

課題2 相談体制の充実

就学前児童保護者・出産予定の方の多くは子育てに関して周囲の協力者が得られています。が、「日常的及び緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる」と回答した保護者は7.0%となっています。

子育てに関する相談者の状況として、気軽に相談できる相手が「いる／ある」と回答した保護者が9割以上を占めるものの、その相手としては身近な人達となっています。公的相談機関の割合をみると、「子育て支援センター」（就学前児童保護者・出産予定の方ともに4.8%）、「保健師」（4.1%・4.8%）「市役所の子育て支援担当者」（1.4%・0.0%）「民生委員・児童委員」（0.2%・0.0%）となっており、地域の相談機関を活用してもらえよう、教育・保育施設等と連携して、その活動の周知、相談体制の整備について再検討する必要があります。

課題3 放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する就学前児童保護者の利用希望をみると、小学校低学年時期は61.1%、高学年時期は46.6%となっており、小学生保護者の利用希望ではそれぞれ51.9%・21.7%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方として、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していく事が求められます。



課題4 地域子育て支援事業の利用促進

地域の子育て支援拠点事業の利用状況をみると、85.7%の保護者が「利用していない」状況です。今後の利用意向をみると、23.9%の保護者が「利用していないが今後利用したい」と回答していますが、62.5%の保護者が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答しています。地域の子育て支援拠点事業の利用者を増やすためには、利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、妊産婦や保護者に対する利用勧奨の取組が必要となります。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者のなかで、育児休業を取得または取得中の母親は76.7%、父親は2.5%となっています。また、平成25年度の前回調査と比較すると、母親は16.0^{ポイント}、父親は1.2^{ポイント}増加しています。就学前児童保護者が育児休業をしていない理由は、母親は「収入減となり、経済的に苦しくなる」(16.7%)、父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」(36.1%)の割合が最も高くなっています。

育児休業の取得状況の向上を目指し、雇用及び経済面において、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようさらなる改善をしていく必要があります。また、父親の育児休業取得率向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を図る必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念として次のとおり定めます。

子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北
～子ども・子育て支援に関する総合的な施策を展開する～

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」による関連する諸制度の施策と連携しながら、本市内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できるよう、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援施策において計画的に事業展開を図るとともに、行政や関係機関、地域が協働して、子育てが大切な、そして幸せな時間となるように、さらなる充実した安全・安心な環境のまちづくりを目指して推進していきます。

2 計画の基本目標等

基本理念の実現に向けて次の7つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関する総合的な施策を展開します。

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などの充実により子どもの成長と子育てを支援します。

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

親子の健康を確保するため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを支援します。

基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり

子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開し、支援します。

基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり

子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

基本目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

子育てと仕事の両立ができるように、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に対する理解を深め、多様な雇用形態や処遇の改善、育児休業制度取得の定着など、子育て家庭に配慮した取組を進めるとともに、企業に対して、地域の一員として子育てについての理解や協力を働きかけていきます。

基本目標6 子どもの安全・安心を守る環境づくり

事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活できる地域づくりを支援します。

基本目標7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもへの不適切な対応の防止と適切な対応体制の確保、ひとり親家庭の自立支援、障がい児対策などの課題に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを支援します。



3 施策の体系図

《基本理念》

子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北
子ども・子育て支援に関する総合的な施策を展開する

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり

推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

- ① 居宅において児童を養育する保護者を支援する事業
- ② 保育所その他の施設において児童を養育する保護者を支援する事業
- ③ 児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う事業

推進施策（2）保育サービスの充実

- ① 保育所定員 ② 通常保育事業 ③ 延長保育事業
- ④ 一時保育事業 ⑤ 認定こども園の設置、幼保の一体化

推進施策（3）子育て支援のネットワークづくり

- ① 子育てネットワークの整備 ② 情報提供体制の強化

推進施策（4）児童の健全育成

- ① 児童の居場所や活動の場の確保 ② 健全育成及び非行対策
- ③ 引きこもり及び不登校への対応
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑤ 民生児童委員活動の充実

推進施策（5）交流事業の充実

- ① 世代間・異年齢児との交流 ② 園庭・園舎の開放

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

- ① 妊娠・出産に関する指導と相談 ② 妊産婦・新生児等訪問指導
- ③ 乳幼児健康診査・相談 ④ 学校保健法による健康診査等

推進施策（2）「食育」の推進

- ① 食育の推進 ② 地産地消の推進 ③ 体験学習等の充実

推進施策（3）思春期保健対策の充実

- ① 性教育 ② たばこ・アルコール・薬物に関する教育
- ③ 思春期保健事業

推進施策（4）小児医療の充実

- ① 小児医療の充実 ② 周産期医療の強化 ③ 福祉医療費助成

基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり

推進施策（1）次代の親の育成

- ① 次代を担う親の教育 ② 児童の人権の確保

推進施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- ① 確かな学力の向上 ② 豊かな心の育成 ③ 健やかな身体の育成
- ④ 信頼される学校づくり ⑤ 幼児教育の充実

推進施策（3）家庭や地域の教育力の向上

- ① 家庭教育の支援の充実 ② 地域の教育力の向上

《基本理念》

子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北
子ども・子育て支援に関する総合的な施策を展開する

基本目標 4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり

推進施策（１）良質な住宅の確保

① 住宅の確保

推進施策（２）良好な居住環境の確保

① 居住環境の確保

推進施策（３）安全な道路交通環境の整備

① 道路交通環境の整備

推進施策（４）安心して外出できる環境の整備

① 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

② 子育て世帯への情報提供

推進施策（５）安全・安心なまちづくり推進等

① 防犯施設の整備

② 公共施設の安全対策

③ 公園等の整備

基本目標 5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

推進施策（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

推進施策（２）仕事と子育ての両立の支援

① 仕事と子育ての両立の支援

② 男女共同参画社会の形成

基本目標 6 子どもの安全・安心を守る環境づくり

推進施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の推進

② 交通安全団体の支援

③ チャイルドシートの正しい使用の徹底

推進施策（２）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

① 防犯対策

② 地域での見守り

③ 防犯講習の実施

推進施策（３）防災活動

① 防災活動

基本目標 7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

推進施策（１）児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進

① 虐待防止ネットワークの構築

② 早期発見、早期対応

③ 相談機能の強化

④ 被害に遭った子どもの保護

推進施策（２）ひとり親家庭の支援の推進

① ひとり親家庭の支援

推進施策（３）障がい児施策の充実

① 障がい児施策の充実



第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本市ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本市に必要な施策を盛り込みました。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本市の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策での施策評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本目標 1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり

現状と課題

- 本市では、将来的に人口規模は減少するものと推計されています。また、出生数に関してもこの5年間は減少傾向にあります。
- 近年、保育所（市内3か所）、認定こども園（市内5か所）の利用者は増加している一方、幼稚園（市内1か所）の利用者は減少している状況にあります。保育所、幼稚園を含めた全体の規模に大きな変化はないものの、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴い、保育ニーズが高くなっています。
- ニーズ調査によると、母親の就労・就労希望が高いことから、子育て家庭が安定した収入を確保しながら、仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図っていく必要があります。
- 放課後児童クラブは、市内7か所に設置しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの児童に対して生活の場を提供しています。ニーズ調査では、小学校高学年になった場合でも放課後児童クラブを利用したい意向が多く表れています。
- 子育てに関する専門的な支援機関として、地域子育て支援拠点事業における各種活動が大きな役割を果たしています。

取組・事業

推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

① 居宅において児童を養育する保護者を支援する事業

乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育）	担当課：子育て推進課	評価：E
【事業内容及び現状】 ◆児童の病気回復期等の期間に一時的に預かる事業ですが、まだ実施できていません。 【評価理由・今後の方針等】 ◆実施に向け検討を重ねてきましたが、医師との連携や専用スペースの確保等の条件整備が必要であり、ニーズと合わせて勘案しながら実施に向けて検討を続けます。		



ファミリー・サポート・センター事業	担当課：子育て推進課	評価：E
【事業内容及び現状】 ◆支援を必要とする方とお手伝いする方の双方が事前登録し、働きながら子育てしている方や、子育てに専念している方を対象に一時的、臨時的に児童の育児支援をする事業ですが、現在実施していません。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆民間の子育てサポート団体が類似の事業を主体的に実施しており、今後も市内全域で利用できる環境が整うよう連携して取り組みます。		
育児支援家庭訪問事業	担当課：子育て推進課	評価：D
【事業内容及び現状】 ◆母子保健事業の「妊産婦・新生児等訪問指導事業」や「育児相談事業」と連携を図り、助産師、保健師の訪問による育児支援をする事業ですが、現在実施していません。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆母子保健事業の「妊産婦・新生児等訪問指導事業」と事業内容が重複するため統合し、この事業は実施しませんでした。		

② 保育所その他の施設において児童を養育する保護者を支援する事業

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	担当課：子育て推進課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆昼間労働等の都合で家庭に保護者のいない小学校児童等を対象に、市内の全小学校区に7か所設置しています。 ◆設置数を6か所から7か所に増設し、全小学校区での実施に拡充しました。利用対象児童も小学校3年生までから6年生まで拡大し、受け入れ体制を整備しました。また、活動内容の充実のための相談員を配置しました。 ◆西明寺小学校区については手狭となっていた校内空き教室から、近隣民間施設に移転してスペース拡大、環境改善、定員増加を行いました。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆利用者アンケートの実施や、活動内容を保護者に広報するための広報紙の作成など内容充実を図りました。今後も学校や地域と連携し、活動内容の充実を図ります。		
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆児童養護施設県南愛児園（横手市）及び秋田赤十字乳児院（秋田市）と委託契約を結び、必要なケースに適切に対応できる体制の確保に努めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		
幼稚園預かり保育	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆保育の必要性の認定を受けた満3歳児から小学校就学に達するまでの1号認定園児を対象として、家庭外就労や、寝たきり者等の介護のために園児の保育者がいない場合に実施しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

③ 児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う事業

子育て支援センター	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆乳幼児及びその保護者が相互に交流したり、気軽に相談できる地域の子育て支援拠点として、認定こども園5か所で実施しています。 ◆子育てについての相談、情報の提供、助言等を保育士等が行い、子育ての負担や不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支えます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		
地域子育て支援拠点事業	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆お子さんとその保護者が気軽に集い、遊び、交流、育児相談等を行う広場を民間の子育てサポート団体に委託して提供しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

推進施策（２）保育サービスの充実

① 保育所定員

保育所定員	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆ニーズに合った保育所定員の確保を推進する事業です。 【評価理由・今後の方針等】 ◆児童人口全体は減少傾向にありますが、3歳未満児の保育所の利用は増加傾向にあり、待機児童が発生しないよう受け入れ体制の確保に努めます。		

② 通常保育事業

通常保育事業	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆市内5か所の認定こども園、3か所の保育所で、開所時間11時間（7:30～18:30）の中で、原則8時間の通常保育を実施します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

③ 延長保育事業

延長保育事業	担当課：子育て推進課	評価：E
【事業内容及び現状】 ◆保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園及び保育所において保育を実施する事業ですが、現在は実施していません。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後ニーズを精査しながら実施について検討します。		



④ 一時保育事業

一時保育事業	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かる事業です。 【評価理由・今後の方針等】 ◆保護者の用事や疾病、リフレッシュ等の理由による多様な利用形態がみられるため、市内5か所の認定こども園で今後も引き続き実施します。		

⑤ 認定こども園の設置、幼保の一体化

認定こども園の設置、幼保の一体化	担当課：子育て推進課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆認定こども園は、質の高い幼児教育・保育を行う施設です。市内5か所に認定こども園を設置済みです。 【評価理由・今後の方針等】 ◆計画期間中に、予定していた保育所5か所の認定こども園移行を完了しました。		

推進施策（3）子育て支援のネットワークづくり

① 子育てネットワークの整備

子育てネットワークの整備	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地域子育て支援センター及び子育て支援拠点事業を中心に、民間の子育てサポート団体と連携し、地域による子育てネットワークづくりを推進しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き推進していきます。		

② 情報提供体制の強化

情報提供体制の強化	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、広報紙や市ホームページを活用し、情報の提供に努めています。 ◆広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き推進していきます。		

推進施策（4）児童の健全育成

① 児童の居場所や活動の場の確保

既存施設を利用した居場所づくり	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆子どもたちも親同士も気軽に集まり、交流できる場としては、各地区に体育館や公民館、交流センターがあり、利活用されています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き既存の公共施設等を活用しながら進めます。		

中学生・高校生の居場所づくり	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆児童の健全な遊び場の提供や健康増進、情操を豊かにすること等を目的とし、市内に児童館を設置しています。 ◆中学生や高校生などについても、地域において生徒が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所として各地区に体育館や公民館、交流センターがあり、利活用されています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き既存の公共施設等を活用しながら進めます。		
体験学習の場の整備	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆市内中学校では、身近な職場を訪問し、自分の将来の生き方と学ぶことを結びつけることにより、進路選択への更なる意欲・関心を持たせる目的で職場体験活動を行っています。また、総合学習の時間において文化財施設等を見学し、自らを育んだ郷土を見つめ直す機会を創出しています。 ◆青少年を対象とした自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会を提供しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

② 健全育成及び非行対策

教育・啓発活動	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導に努めます。 ◆「性の逸脱行動」のみを取り上げるのではなく、生徒指導上の諸問題として、「いじめ」や暴力行為等の抑止を含めた啓発活動を推進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		
少年非行の防止及び立ち直りの支援	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆学校では、生徒指導を通して適切に指導をするとともに、問題を抱える児童・生徒に対する支援についても、関係機関との連携の上、立ち直りに必要な支援を行っています。 ◆少年非行を防止するため、学校での教育を充実するとともに、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを実施するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。 ◆少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

③ 引きこもり及び不登校への対応

引きこもり及び不登校への対応	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆適応指導教室「さくら教室」の開設や、「仙北市スクールカウンセラー」による相談活動を実施しているほか、大仙市「フレッシュ広場」や「スペース・イオかくのだて」等の関係機関とも連携を図ります。 ◆学校や保護者のほか、民生児童委員、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆有害環境対策については、年2回（夏・秋）、県、警察、市役所が合同で「条例関係施設一斉立入調査」として、書店・コンビニ・ビデオ自販機等の有害図書等のチェックを行っています。 ◆性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される場合には、関係機関や地域住民と連携して、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。 ◆インターネット、携帯型情報端末を介した有害情報サイトの閲覧や交流サイトの利用による非行や被害が問題となっています。中学校での専門家による特別講義の実施等、利用の危険性やその対策に関する知識の普及など、専門機関との連携を図りながら有害情報から子どもを守る取組を進めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

⑤ 民生児童委員活動の充実

民生児童委員活動の充実	担当課：社会福祉課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆民生児童委員は、仙北市要保護児童対策地域協議会への出席や、対象家庭の見守り等地域活動の面で大きな役割を担っており、行政や関係機関との連携強化に努めています。 ◆2018（平成30）年度から主任児童委員の研修会を立ち上げ、研修会を開催して資質向上、活動強化に努めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆新たに研修会を立ち上げ、活動を強化しており、今後も引き続き事業実施していきます。		

推進施策（5）交流事業の充実

① 世代間・異年齢児との交流

世代間・異年齢児との交流	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆世代間や異年齢児との交流については、老人福祉施設の訪問や、他認定こども園、保育所との交流活動・異年齢児交流を実施しています。 ◆現在実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図るとともに、中学生や高校生の保育ボランティアの受け入れの機会をつくり、参加を促しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

② 園庭・園舎の開放

園庭・園舎の開放	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地域子育て支援センターの活動等で、認定こども園・保育所の園庭・園舎を活用し、子育て相談や未就園児の親子登園の機会をつくっています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

現状と課題

- 母子保健事業は、妊娠、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。
- 最近では、子育てに不安を訴える母親の増加や、児童虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割が大きくなっています。
- 安心できる医療体制の整備は市に望む子育て支援策の中でも要望が多いため、引き続き医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 子どもの食生活については、ライフスタイルや食生活の変化に伴い、食の安全や食生活の乱れなどの指摘とともに、食事を介しての家族のコミュニケーション不足の問題も指摘されています。
- 食生活の乱れは、子どもの肥満や十分な知識のないままの無理なダイエットなど、子どもの成長・健康への影響はもちろん、問題行動との関連性も指摘されています。
- 食に関する教育は、個人の健康の問題としてとらえるだけでなく、家族の課題として認識し、市全体で取り組んでいくことが重要となっています。
- 次の世代の父親や母親になる人に対し、妊娠、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となっています。

取組・事業

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

① 妊娠・出産に関する指導と相談

妊娠・出産に関する指導と相談	担当課：保健課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆健やかな妊娠・出産のためには、母子健康手帳の交付が第一歩となります。保健課では毎月4回実施しています。 ◆妊娠、出産、育児を安心して行うための情報提供・指導の場であるとともに、不安のある妊婦の把握に努めています。 ◆広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めます。また、母子保健サービス等の説明により、健康診査や保健指導を利用できるように努めています。 ◆両親学級については、父親も含めて参加を呼びかけています。 ◆2017（平成29）年8月に子育て世代包括支援センター（ネウボラ）「なないろ」を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を保健師等が行い、子育ての負担や不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支える体制を新たに整備しました。 【評価理由・今後の方針等】 ◆子育て世代包括支援センターを新たに開設するなど、体制強化に努めており、今後も引き続き事業実施していきます。		



② 妊産婦・新生児等訪問指導

妊産婦・新生児等訪問指導	担当課：保健課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆全戸訪問で乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施しています。 ◆保健部門だけでなく、民生児童委員や福祉部門（子育て推進課）などとの連携を強化しています。 ◆母子健康手帳交付や妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査実施後に継続して指導が必要な妊産婦や乳幼児、家庭の事情等により未受診の子どもへの対応として、保健師訪問での状況把握や、専門機関への紹介、個別相談などへの引継ぎ等を強化しています。 ◆複雑化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め相談体制を整備しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆全戸訪問の実施率は99%であり、今後も引き続き事業実施していきます。		

③ 乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査・相談	担当課：保健課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆1歳6か月児、3歳児等の健康診査や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・行動発達を確認し、疾病や発達障がい等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施しています。 ◆仙北市ではう歯罹患率が高いことを踏まえ、乳幼児健康診査の場を活用してむし歯予防の啓発に努めており、対策を強化しています。 ◆これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図るとともに、乳幼児健康診査等の場を通じて、母親の育児不安の軽減を図っています。 ◆3歳児健康診査後のフォロー体制として、幼稚園・保育園・認定こども園や福祉・教育部門との連携を図っています。 ◆育児相談については、保育園・認定こども園で実施している子育て支援センターへの参加や、健康管理センターの子ども開放日などでの相談の場を広げるとともに、様々な機会を活用して実施しています。 ◆児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した福祉部門（子育て推進課）との連携支援体制の整備を図っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

④ 学校保健法による健康診査等

学校保健法による健康診査等	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆学校保健安全法等及び学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病・障がいの早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進しています。 ◆学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、心の健康などを取り上げ、教育相談と連携して進めるとともに、家庭への啓発、連携・協力に関する事項の徹底を図っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業を実施中であり、今後も引き続き実施していきます。		

推進施策（２）「食育」の推進

① 食育の推進

食育の推進	担当課：保健課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆母子手帳交付・乳幼児健康診査等の個別指導時に食事全般に関する相談等に対応するとともに、親子の料理教室等において、食を通じた家族関係づくりや年齢に応じた食に関する学習の場になるよう継続して行っています。 ◆乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、農業を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆以前よりも個別指導の回数を増やして対応強化に努めており、今後も引き続き事業実施していきます。		

② 地産地消の推進

地産地消の推進	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地産地消については、秋田県の基準を目安にして、学校給食の地元食材の活用が図られています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、地産地消の視点から地元生産者や農協等との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。		

③ 体験学習等の充実

体験学習等の充実	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆農業体験は、各学校それぞれの特色ある学習・実習として実施されています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も、学校の総合的学習等の時間を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。		

推進施策（３）思春期保健対策の充実

① 性教育

性教育	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆性教育については、学校保健の学習や生徒指導を通して実施しています。 ◆学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する情報提供を行っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、学校で実施されている性教育の授業に、資料の提供等を通して協力するとともに、性に関する健全な意識形成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。		



② たばこ・アルコール・薬物に関する教育

たばこ・アルコール・薬物に関する教育	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆学校保健の学習や生徒指導を通して実施しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も、学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進するとともに、家庭と地域の協力を得て活動ができるように連携を図ります。		

③ 思春期保健事業

思春期保健事業	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆中・高校生を対象に、キャリア教育の一環として、保育所・認定こども園等で体験活動を実施しています。		
◆生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、中・高校生が赤ちゃんとふれあう体験の機会を持てるよう、保育所や認定こども園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も、保育所・認定こども園等で体験活動を実施して、赤ちゃんとふれあう機会の充実を図ります。		

推進施策（４）小児医療の充実

① 小児医療の充実

小児医療の充実	担当課：医療局	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、総合的な体制整備が求められていることから、県や近隣市及び関係機関との連携に努めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆休日・夜間の救急医療の周知については、引き続き関係機関との連携により実施します。		

② 周産期医療の強化

周産期医療の強化	担当課：医療局	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が求められており、搬送体制なども含め県や医療機関等の関係機関に対して要望しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き関係機関との連携により実施します。		

③ 福祉医療費助成

福祉医療費助成	担当課：市民課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆乳幼児及び小学生の医療費を助成しているほか、2012（平成24）年度から市の単独事業として中学生の入院医療費も助成しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き子育て期にかかる医療費負担の軽減を図ります。		

基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり

現状と課題

- これからの社会に生きる子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の充実が求められています。
- 秋田県における児童・生徒の学力や体力は全国でもトップクラスにありますが、知識・技能の活用や自己表現力、また、学習意欲や学習習慣・生活習慣などで課題がみられる面もあります。
- 少子化傾向の中にあって、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもたちに豊かな人間性を育むとともに、地域に根差した特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

取組・事業

推進施策（１）次代の親の育成

① 次代を担う親の教育

次代を担う親の教育	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆中・高校生に対するキャリア教育の一環として、職場体験を受け入れる企業・団体等への協力要請を行っています。 ◆次代の親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取り組んでいます。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、中学生、高校生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健康診査の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。また、次代の親として、経済的にも自立できるよう職場体験事業の充実を図ります。		

② 児童の人権の確保

児童の人権の確保	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆法務省人権擁護局等の事業を通じて、啓発を図ります。 ◆子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが将来の市を担う希望の存在として、尊重されるよう、学校での人権教育の実施と啓発活動を進めます。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業を実施していきます。		



推進施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

確かな学力の向上	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆全国学力・学習状況調査や秋田県学習状況調査等の結果や分析を踏まえ、各小・中学校の課題解決に向かって、PDCAサイクルに基づいた改善施策を計画・実施し、「確かな学力向上」に取り組んでいます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進します。		

② 豊かな心の育成

豊かな心の育成	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動等の取組を充実し、思いやりの心や郷土の自然や歴史・文化を愛する心を育てています。 ◆いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、及び学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業を実施していきます。		

③ 健やかな身体の育成

健やかな身体の育成	担当課：スポーツ振興課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地域におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めています。 ◆学校においては、体育の授業を充実させるとともに、学校相互間の交流を増やし、部活動等の充実とスポーツ少年団との連携を図っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業を実施していきます。		

④ 信頼される学校づくり

学校と地域の連携 (地域学校支援協働本部事業)	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆学校（角館小学校、中川小学校、神代小中学校、生保内小中学校）支援地域本部事業として、事業実施の普及・啓発・広報や、学習支援活動、登下校パトロール活動、校内環境整備等の学校に見合った活動の企画、立案等を行っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆事業実施学校も増加し、今後も、学校側が必要としている内容の把握と収集のほか、コーディネーターの配置と人材育成を継続します。		

学校と地域の連携 (特色ある学校づくり)	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆学校においては、地域や家庭との一層の連携を図るとともに、地域の人々との交流や施設・設備の利活用による体験活動等を通して、特色ある学校づくりを行っています。また、学校評議員制度を活用し、学校経営に対して、常に評価・改善を図っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業を実施していきます。		
学校施設整備	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆学校施設は児童・生徒の活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難所でもあることから、その安全性の確保のため施設の整備を行っています。また、エアコンの設置による教室環境改善や、パソコンの更新事業等の情報化教育のための施設整備を進めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き施設の整備を行います。		
交流事業の充実	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆歴史的な繋がり、クニマスによる繋がり、北投石による繋がりなどによる、交流事業を推進しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆海外との交流も生まれ、今後も事業の充実が望まれます。		

⑤ 幼児教育の充実

幼児教育の充実	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎となることから、実施環境の向上と教育内容の充実に努めています。 ◆就学前施設と小学校との交流については、スタートカリキュラムの作成など、交流活動及び就学等に向けた情報交換など、各小学校の学区単位で実施しています。 ◆市立図書館では、就学前児童や小学校低学年を対象に、年6回（田沢湖図書館）～12回（学習資料館・月1回）読み聞かせの会を開催しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆就学前施設と小学校との交流については、新たにスタートカリキュラムを作成するなど、幼小連携が強化されました。今後も、就学に向けての情報提供や、行事への参加呼びかけ等連携体制の強化に努めます。 ◆引き続き市立図書館での読み聞かせの会を実施します。		

推進施策（3）家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

家庭教育ネットワークの充実	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆教育・保健・福祉部門が連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、就学前施設や小中学校の授業参観等の多くの親が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会の提供に努めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業を実施していきます。		



② 地域の教育力の向上

地域活動の充実	担当課：教育総務課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆体験活動や世代間交流については、各学校や民間団体で積極的に行われています。 ◆地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える環境の整備を図っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も地域活動が継続されるよう必要な支援を行います。		
スポーツクラブ等の整備	担当課：スポーツ振興課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆各校区においてスポーツ推進委員の協力指導による大会運営が開催されています。また、体育協会は種目ごとにあり、それぞれの種目を通じ児童の健全育成に努めています。 ◆体育施設毎の利用団体の組織化を進め、総合型地域スポーツクラブの設立や活動の支援を行っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も活動が継続されるよう必要な支援を行います。		

基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり

現状と課題

- 住宅については、福祉的な視点からの住宅政策とともに、アレルギー対策や児童遊園など、幅広い視点から整備を進める必要があります。
- 子どもや子育て家庭の目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要です。都市計画道路や公園等の整備については、ノーマライゼーションの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。
- 子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながるため、子ども達の遊びや活動の場・機会を充実していくことは重要な課題です。児童健全育成を推進していくため、子ども達がいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図っていく必要があります。

取組・事業

推進施策（１）良質な住宅の確保

① 住宅の確保

住宅の確保	担当課：建設課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆市営住宅については、2007（平成19）年度に生保内地区に市営住宅6戸を建設し、2009（平成21）年度には既存のRC造住宅において結露やカビの発生防止のための断熱改修を行う等、年次計画で住環境の改善を図っています。 ◆老朽化対策としては順次、用途廃止や修繕等、適切な維持管理を推進しています。 ◆多様化する住宅困窮に対する居住の安定確保を図るため、子育て世帯、高齢者世帯等が安心して居住できる環境整備を進めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き環境整備を進めていきます。		

推進施策（２）良好な居住環境の確保

① 居住環境の確保

居住環境の確保	担当課：建設課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆アレルギー対策の充実、児童遊園施設の充実を図り、子どもの遊び場の確保など住環境の向上に努めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き住環境の向上に努めます。		



推進施策（３）安全な道路交通環境の整備

① 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備	担当課：建設課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆都市計画道路整備率は全体計画の86.6%となっています。 ◆子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請しています。 ◆整備については、策定済みの都市計画マスタープランに基づき、通学・通園路を中心とした市道の歩道整備等の道路整備を進めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も道路整備を進めていきます。		

推進施策（４）安心して外出できる環境の整備

① 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	担当課：建設課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる設備について、関係機関と連携しながら整備に努めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆武家屋敷通りの公衆トイレの全面改修を現在実施しており、今度も整備を進めていきます。		

② 子育て世帯への情報提供

子育て世帯への情報提供	担当課：建設課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適な生活を送ることができるよう取り組んでいます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆仙北市でも公共施設の必要なバリアフリー化の推進と合わせて情報の提供に努めます。		

推進施策（５）安全・安心のまちづくり推進等

① 防犯施設の整備

防犯施設の整備	担当課：総合防災課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆防犯施設については、地域の要望も踏まえ、通学路・公園・空地等を含め、計画的に対策を進めています。 ◆防犯カメラの設置を計画的に進めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、通学路や公園等における防犯灯の設置、防犯カメラ等の整備を進めます。		

② 公共施設の安全対策

公共施設の安全対策	担当課：建設課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備について、利用する市民の安全対策に努めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も利用する市民の安全対策に努めていきます。		

③ 公園等の整備

公園等の整備	担当課：建設課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆既存の都市公園等の公園施設については、適切な維持管理に努めています。 ◆2016（平成28）年度に角館駅東公園に大型遊具を新設し、2020（令和2）年度には生保内公園の大型遊具の更新を予定し、公園遊具の充実に努めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆大型遊具の新設、更新も進んでおり、今後も公園施設の適切な維持管理に努めていきます。		

基本目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

現状と課題

- 近年は、祖父母と親との間で、育児の仕方や育児観などが異なるケースもみられますが、三世代同居の長所を再確認していくとともに、世代ごとの生活スタイルを尊重した家族のあり方を探っていくことも必要になります。
- 父親の育児休業利用を促進し、子育て家庭が仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図るとともに、出産や育児のために仕事を辞めて再び就業を希望している保護者の再就職の支援等に取り組んでいく必要があります。
- 事業主に対しては、家庭生活に配慮した多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の導入、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消等を図るように、広報・啓発活動を推進し協力を求めていくことも重要になっています。

取組・事業

推進施策（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域住民、事業所等の協力も必要となります。仕事と生活、子育てを両立できる働き方の普及を図っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。		

推進施策（２）仕事と子育ての両立の支援

① 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育ての両立の支援	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実を図っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業充実を図っていきます。		

② 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成	担当課：企画政策課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆男女共同参画社会づくりを推進する「男女共同参画計画」を定め、男女が等しく社会で活躍し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めています。		
◆市民の意識醸成を進めるため、啓発活動を推進しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続き事業を推進していきます。		

基本目標6 子どもの安全・安心を守る環境づくり

現状と課題

- 子どもは、成長とともに行動範囲が広くなり、子ども同士の外出の機会も増加します。
子ども達が犯罪や事故等の被害に遭わないように、学校や保育施設においても安全管理体制の向上を図っていくことは重要な取組となります。
- 交通安全については、交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育施設や小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、こうした教育の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。
- 最近、市民による自主的な防犯パトロール活動の実施や、防犯カメラの設置も増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを一層進める必要があります。

取組・事業

推進施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の推進

交通安全教育の推進	担当課：総合防災課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆仙北市交通安全計画や仙北市交通安全実施計画に基づき、街頭指導・巡回、児童への意識啓発、交通安全教室の開催、広報活動の実施、新入学・入園児への黄色い帽の配布、カーブミラー等安全施設の設置等、ハード・ソフトの両面から関係団体や警察と連携し対策を進めています。 ◆子どもを交通事故から守るため、警察、就学前施設、学校、保護者団体等と連携しながら、総合的な交通事故防止対策を推進しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き関係機関と連携して交通安全教育を推進していきます。		

② 交通安全団体の支援

交通安全団体の支援	担当課：総合防災課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆交通安全母の会による保育所・幼稚園・小学校への啓発活動等、民間団体等の交通安全に向けた活動を支援しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き交通安全団体の活動を支援します。		

③ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底	担当課：総合防災課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆チャイルドシートの正しい使用について意識高揚のため、交通関係機関・団体等と連携しながら、広報啓発活動や街頭指導、交通安全教育を推進しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き関係機関と連携して広報啓発活動や街頭指導、交通安全教育を推進していきます。		



推進施策（２）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

① 防犯対策

防犯対策	担当課：総合防災課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市防犯協会や警察と連携し、イベント・祭典等のパトロール、青色回転灯装着車や防犯マグネットシート装着車で巡回等、各種防犯活動を実施しています。 ◆関係機関と情報の共有化を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図っています。 ◆防犯カメラの設置を進め防犯対策の強化を図っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆防犯カメラの設置など引き続き各種防犯活動を実施します。		

② 地域での見守り

地域での見守り	担当課：総合防災課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆防犯協会やPTAで児童の見守りパトロールを実施するなどの活動を強化しています。 ◆民間団体による自主的な防犯活動の拡大に向けて支援しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き団体の活動を支援します。		

③ 防犯講習の実施

防犯講習の実施	担当課：総合防災課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆仙北地区少年保護育成委員会（事務局仙北警察署内）で、青少年の非行防止に向けた標語の募集や告知など、啓発活動を実施しています。 ◆子どもが犯罪の被害に遭わないよう、学校やPTA活動等の場を利用して防犯講習等により意識を高めています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き啓発活動を実施します。		

推進施策（３）防災活動

① 防災活動

防災活動	担当課：総合防災課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障がい者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むとともに、防災意識の普及啓発と、市内の就学前施設・小中学校での避難訓練を実施しています。 ◆市内で自主防災組織を設立する地域もあり、防災意識の普及啓発、住民意識向上が進んでいます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き啓発活動を実施します。		

基本目標 7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

現状と課題

- 児童虐待は、ストレスにあふれた社会にあって核家族化、地域社会のコミュニティの希薄化などによる家族機能の低下が大きな要因として考えられ、児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代にも引き継がれるおそれもあります。
- 児童虐待は、全国的に大きな問題となっており、児童が死亡する最悪のケースもみられ、深刻な状況といえます。児童虐待については、単に児童相談所で対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで早期発見、早期対応に努めていく必要があります。
- ひとり親家庭については、離婚件数に比例し子育て世帯内比率が増加傾向にあります。母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、自立に向けた支援対策が重要になっています。

取組・事業

推進施策（１）児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進

① 虐待防止ネットワークの構築

虐待防止ネットワークの連携強化	担当課：子育て推進課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆「仙北市要保護児童対策地域協議会」を設置し、構成機関である市・警察署・学校関係者等が連携を図るとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層構造により、それぞれの役割に応じて要保護児童の支援を行っています。 ◆2019（平成31）年度から毎月要保護児童に関する学校・保育施設からの出欠情報などの提供を受け、情報共有を進め、必要に応じて要保護児童の支援を行っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆取扱い件数は横ばいの状況にあるものの、内容は複雑化また長期化していることから、関係者が研修等によってスキルを高め、虐待の防止と発生後の早期対応に努めます。		
地域や民間の参加促進	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆仙北市要保護児童対策地域協議会を通じて、地域等に協力を呼びかけ、幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続きネットワークの強化に努めます。		

② 早期発見、早期対応

早期発見、早期対応	担当課：保健課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆虐待の早期発見のためにも、保健師による乳児・産婦訪問指導事業として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問しています。虐待が疑われる場合には関係機関との早期の情報共有を行っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆実施率99%であり、引き続き子育ての不安や悩みを聞きながら必要な支援を行います。		



③ 相談機能の強化

相談機能の強化	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆虐待防止のために、教育・保健・福祉部門が連携をとり、虐待の疑いのある家庭については、迅速に情報収集及び共有を図り、早期対応の体制を整えています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、家庭相談員を配置し相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携に努めます。		

④ 被害に遭った子どもの保護

被害に遭った子どもの保護	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆仙北市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の支援・保護に対し情報交換等を行っています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆引き続き、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。		

推進施策（２）ひとり親家庭の支援の推進

① ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の支援	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の就労支援、貸付制度等の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整備しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆今後も引き続きひとり親家庭の支援体制を充実させていきます。		

推進施策（３）障がい児施策の充実

① 障がい児施策の充実

障がい児施策の充実	担当課：子育て推進課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を実施しています。 ◆障がい児の健全な発育を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組を推進しています。 ◆就学前児童を対象とした療育訓練事業「どれみの会」を年間２０回実施し、個々の児童の発達・発育を見守り、専門職によるアドバイスを受け、就学に向けて円滑な集団生活ができるよう支援しています。		
【評価理由・今後の方針等】 ◆妊婦及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等を引き続き実施します。 療育訓練事業「どれみの会」を引き続き実施し、児童と保護者のサポートを充実させます。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開





第5章 子ども・子育て支援事業の展開

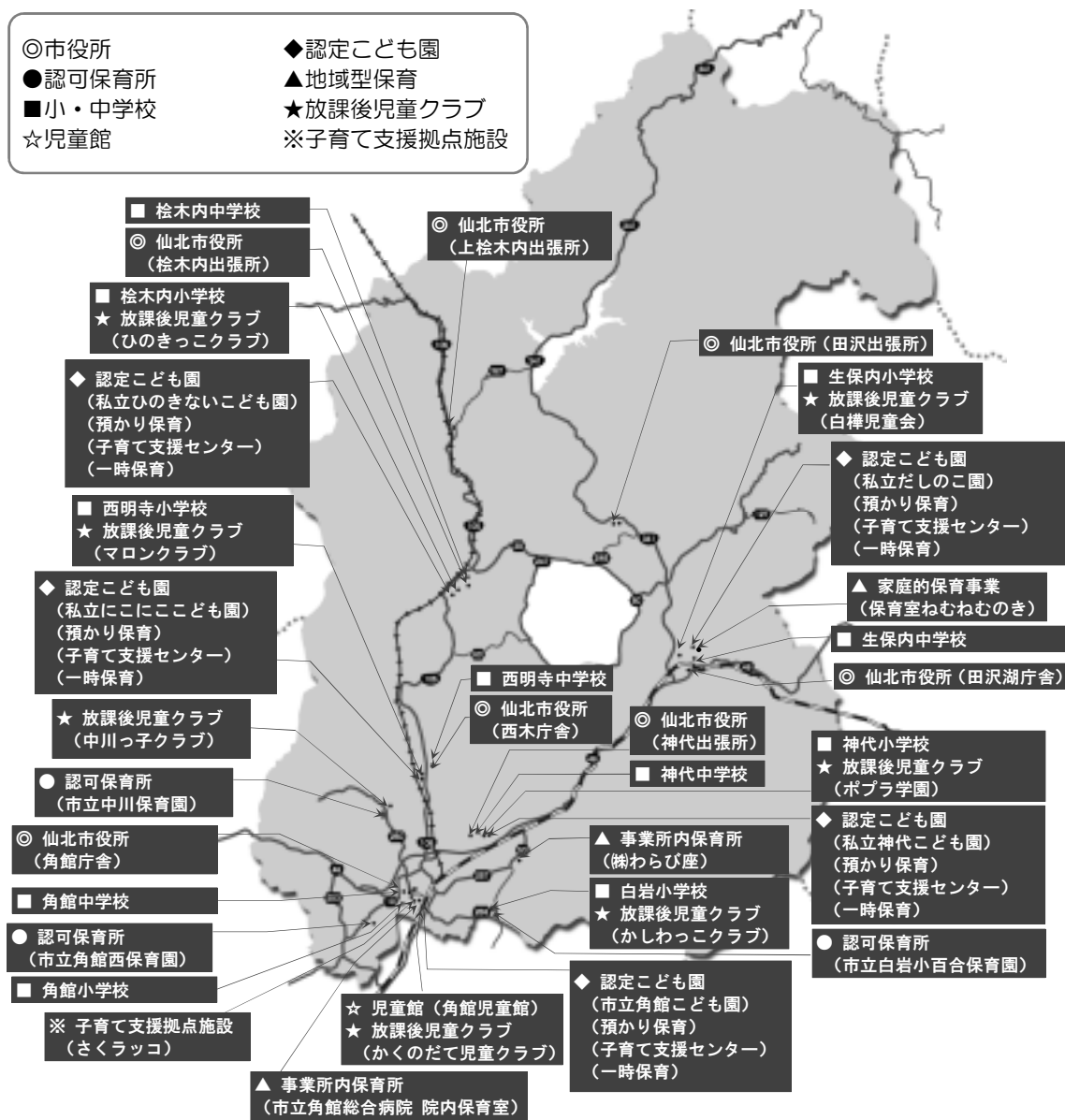
1 教育・保育事業等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、市域における「教育・保育提供区域」を1区域として設定しました。また設定に際しては、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて設定しました。

その主な理由として以下のことがあげられます。

- ①本市の子ども人口は、0～5歳が743人【2019（平成31）年3月31日現在】とあまり多くないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって細分化した区域（少ない子ども人口）において教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②市内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を保有していること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。

■ 仙北市子ども・子育て支援関連施設の位置図【2020（令和2）年度以降の予定】

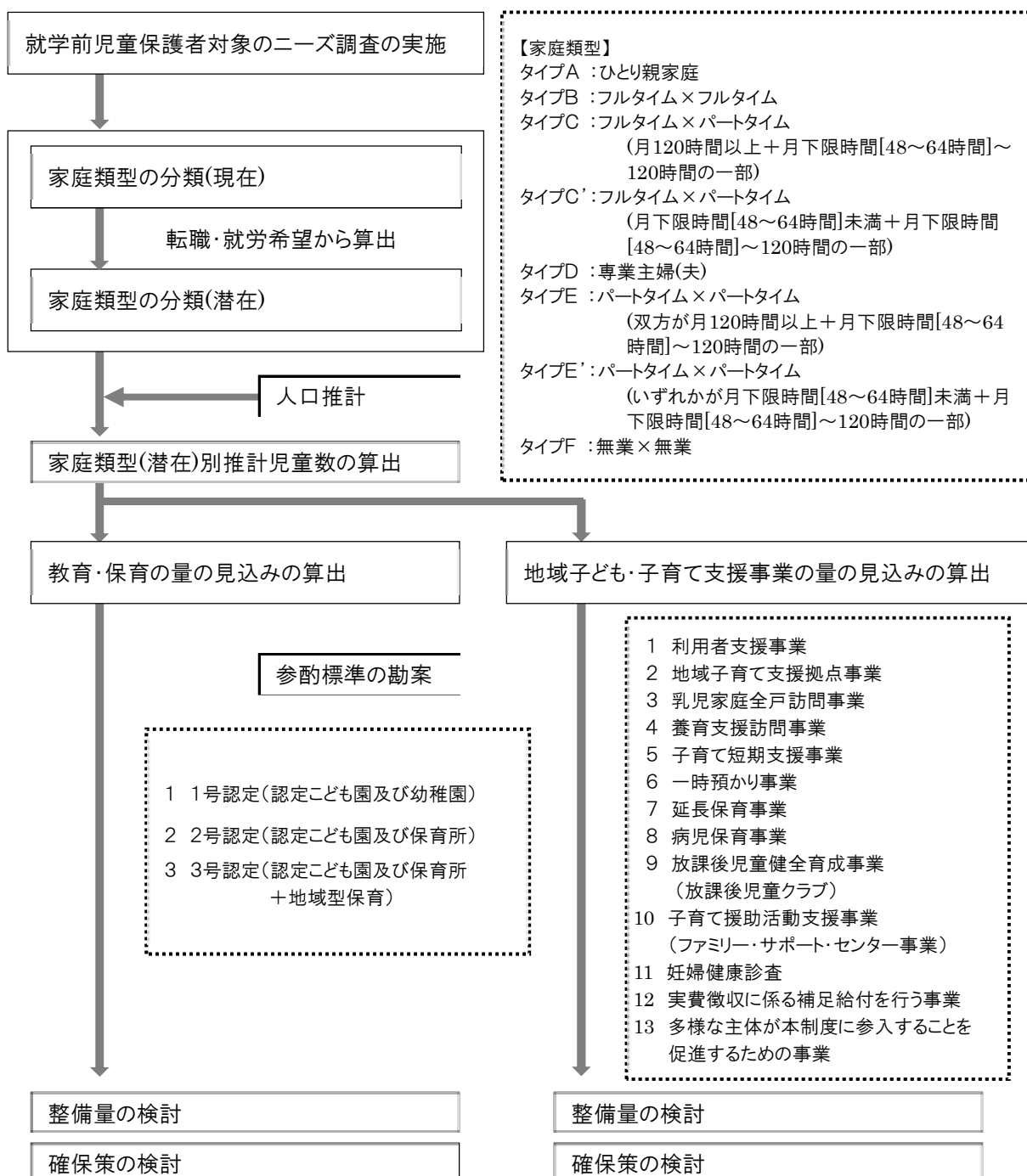


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、母子健康手帳所持者から小学校4年生までの児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の867人から2024（令和6）年には543人と推計され、324人（37.4％）の減少が予測されています。また、6～11歳では2017（平成29）年の1,116人から2024（令和6）年には781人と推計され、335人（30.0％）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

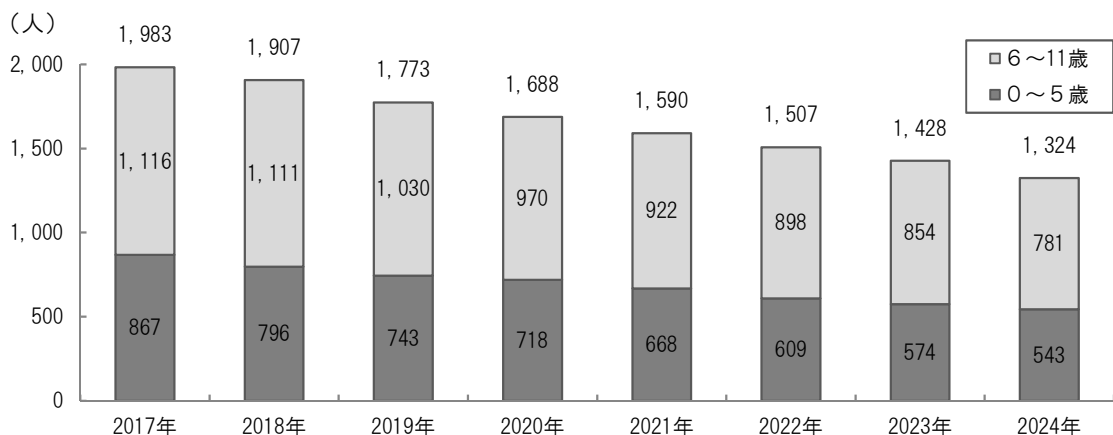
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	1,983	1,907	1,773	1,688	1,590	1,507	1,428	1,324
0歳	121	110	99	99	93	87	82	78
1歳	145	123	110	100	100	94	88	83
2歳	148	147	120	112	102	102	96	90
3歳	127	144	147	118	110	100	100	94
4歳	147	126	143	146	117	109	99	99
5歳	179	146	124	143	146	117	109	99
0～5歳	867	796	743	718	668	609	574	543
6歳	156	183	142	123	142	145	116	108
7歳	172	159	182	143	124	143	146	117
8歳	190	173	161	182	143	124	143	146
9歳	185	191	171	162	183	144	125	144
10歳	224	185	191	170	161	182	143	124
11歳	189	220	183	190	169	160	181	142
6～11歳	1,116	1,111	1,030	970	922	898	854	781

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

■ 児童（０～５歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：％	
			現在	潜在
タイプＡ	ひとり親家庭	9.2		9.2
タイプＢ	フルタイム×フルタイム	58.1		62.5
タイプＣ	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	25.6		22.1
タイプＣ’	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.5		0.7
タイプＤ	専業主婦（夫）	6.5		5.2
タイプＥ	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2		0.2
タイプＥ’	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＦ	無業×無業	0.0		0.0

そして、2020（令和２）年度～2024（令和６）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（０～５歳）

家庭類型	潜在割合	単位：％（潜在割合）、人（児童数）				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプＡ	9.2	66	61	56	53	50
タイプＢ	62.5	449	418	381	359	340
タイプＣ	22.1	159	148	135	127	120
タイプＣ’	0.7	5	5	4	4	4
タイプＤ	5.2	37	35	32	30	28
タイプＥ	0.2	2	1	1	1	1
タイプＥ’	0.0	0	0	0	0	0
タイプＦ	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (０～５歳)	100.0	718	668	609	574	543

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

現状と課題

- ニーズ調査結果から、就学前児童の「幼稚園」利用者は1.3%、「認定こども園」利用者は80.4%となっています。また、「幼稚園」利用希望者は10.0%、「認定こども園」利用希望者は81.6%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「市に幼稚園があった方がいい。保育園、こども園より教育に関して優れていると感じる。保育人数が増えれば増えるほど教育に関しては衰えると思う。」「もっと特色を出した教育活動をしてほしい（マーチングなど）。幼保連携と言いつつ、幼稚園要素がみつけれられない。」「仙北市は保育園からこども園と名は変わりましたが、満3歳からの学習（勉強に対して）はできているのかが不安なところです。幼稚園は市一ヶ所は、あった方がいいと思うし、幼稚園に子供を入れたい親もいるということを理解して頂きたい。」「年々、こども園（幼保）での保育、教育の質が落ちていているように感じる。」等の意見や要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○2019（令和元）年度で市内唯一の市立幼稚園が休園となりますが、認定こども園において現行の幼児教育ニーズを確保できる見込みです。 ○2019（令和元）年度から教育・保育アドバイザーによる教育・保育の質の向上に取り組んでいます。

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所は、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

また、地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から、就学前児童の「認可保育所」利用者は17.2%、地域型保育事業利用者は1%未満となっています。また、「認可保育所」利用希望者は30.7%、地域型保育事業利用希望者は10.4%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「保育所へ預けたいと考えているが、申請の前に施設や1日の流れを知ることができる『見学日（公開日）』などを設定してほしい。また、申請についての情報を妊娠、出産の段階から告知できるものについては教えてほしい。（何月から受付であるかなど）」「希望を出している保育園に入園できないと言われました。上の子と同じ保育園でないと、不便です。」等の意見や要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○毎年、未満児については年度途中で定員を超える入所申し込みを受ける状態が続いておりますが、全員が希望する施設に入所できるよう、ニーズに応じた保育の提供体制の確保に努めます。 ○待機児童対策として待機児童が子育て支援団体の保育サービスや、認可外保育施設を利用した際に認可施設と同額の保育料負担で利用できるように助成し、待機児童解消に努めています。 ○老朽化している施設については、適切な修繕等によって安全性と快適性の維持に努めながら、今後のニーズに応じた施設のありかたを検討します。

■ 教育・保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	792	785	775	696	693
1号認定	89	60	63	58	25
2号認定	420	424	390	351	420
3号認定	283	301	322	287	248
0歳	65	78	67	63	47
1・2歳	218	223	255	224	201
②第一期計画値	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078
1号認定	290	290	290	290	290
2号認定	482	482	482	482	482
教育ニーズ	48	48	48	48	48
保育ニーズ	434	434	434	434	434
3号認定	306	306	306	306	306
0歳	64	64	64	64	64
1・2歳	242	242	242	242	242
乖離（②－①）	286	293	303	382	385

※2019年度の実績値は見込み

■教育・保育施設の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	658	611	556	523	495
1号認定	7	7	7	7	7
2号認定	400	366	319	301	285
教育ニーズ	13	13	13	13	13
その他	387	353	306	288	272
3号認定	251	238	230	215	203
0歳	50	47	44	41	39
1・2歳	201	191	186	174	164
②確保目標量	798	798	798	798	798
1号認定	57	57	57	57	57
特定教育・保育施設	57	57	57	57	57
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
2号認定	403	403	403	403	403
特定教育・保育施設	398	398	398	398	398
認可外保育施設	5	5	5	5	5
3号認定	338	338	338	338	338
0歳					
特定教育・保育施設	79	79	79	79	79
地域型保育	1	1	1	1	1
認可外保育施設	7	7	7	7	7
1・2歳					
特定教育・保育施設	246	246	246	246	246
地域型保育	1	1	1	1	1
認可外保育施設	4	4	4	4	4
乖離（②－①）	140	187	242	275	303

（３）地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める基準に適合し、市町村が認可する定員6～19人の小規模な保育事業です。

現状と課題

- 現在、本市では実施していない事業です。
- 満3歳未満児の保育ニーズが施設型給付では不十分となる場合には、実施に向けた検討が求められます。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の利用者は0.3%、利用希望者は2.0%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

② 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かる定員1～5人の小規模な保育事業です。

現状と課題

○田沢湖地区に1か所あり、家庭的な保育の特色を生かした保育サービスを提供しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用者は0.3%、利用希望者は4.1%となっています。

■ 家庭的保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	2	3	2	2	2
3号認定	2	3	2	2	2
0歳	2	2	2	0	2
1・2歳	0	1	0	2	0
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲2	▲3	▲2	▲2	▲2

※2019年度の実績値は見込み



■ 家庭的保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
3号認定	3	3	3	3	3
0歳	1	1	1	1	1
1・2歳	2	2	2	2	2
②確保目標量	2	2	2	2	2
3号認定	2	2	2	2	2
0歳	1	1	1	1	1
1・2歳	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在施設は1か所ですが、さらに事業提供希望者がある場合は、ニーズを勘案しながら開業を支援していきます。

③ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッター（親に代わって乳幼児の世話をを行う者）が、乳幼児の家庭で保育する訪問型の保育事業です。

現状と課題

- 現在、本市では1人の事業者から届け出がありますが、事業実績はありません。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の利用はなく、利用希望者は1.8%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○例年待機児童も年度途中から発生しますが、一ケタの人数であり、現在のニーズは一時保育等で対応できる見込みです。 ○まだ事業実績がなく、確保目標量を算定できない状態です。

④ 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設で、地域の子どもについても一定の定員枠を設けて保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、施設を設置している市内企業が無く、事業は実施していません。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の利用者は0.3%、利用希望者は2.5%となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

〇2017（平成29）年8月から保健部門に子育て世代包括支援センターを設置し、相談支援事業を開始しています。相談内容については関係機関で情報共有し、対応しています。

〇ニーズ調査の自由意見をみると、「親身になって相談をうけてくれる環境があるといいなと思います。」「安心して相談できる所がない。話がつつぬけ困る。人をみて態度が変わるのでかなしくなります。」等の意見や要望がありました。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実施か所数	0	0	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	1	1	1
②第一期計画値	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	1	1	0	0	0

※2019年度の実績値は見込み



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き、市保健師による来所や電話による教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「子育て支援センター」利用者は10.7%、「その他類似の事業」は1.6%となっています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「さくらっこなどの子育て支援センターは、現在開放されている日が決まっているが、平日はいつも開放してもらえると嬉しい。0歳児のイベントがたくさんあると尚嬉しいです。」「子育て支援センターは週3日しか開いておらず残念。是非、土日也希望したい。」等の意見や要望がありました。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	1,615	1,803	1,610	1,333	1,204
②第一期計画値	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
乖離（②－①）	▲615	▲303	390	1,167	1,796

※2019年度の実績値は見込み



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,266	1,203	1,143	1,086	1,031
②確保目標量	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
乖離（②－①）	1,734	1,797	1,857	1,914	1,969

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○認定こども園における子育て支援センターは、子育てに関する専門的な相談・指導・助言機関であるとともに、親子の交流の場にもなっていることから、引き続き実施します。 ○角館地区の事業「さくらっこ」は、より多くの利用者による交流を促進するため、利用者ニーズに即した活動の展開と、広報活動の充実に努めます。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

〇ほぼ100%の訪問を行っています。しかし、訪問できない場合は、来所相談・里帰り先の他市町村への訪問依頼等を行い把握しています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	144	143	121	110	99
②第一期計画値	150	148	145	143	141
乖離（②－①）	6	5	24	33	42

※2019年度の実績値は見込み



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	99	93	87	82	78
②確保目標量	120	120	120	120	120
乖離（②－①）	21	27	33	38	42

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	〇引き続き、市保健師による全戸訪問を実施し、子育て家庭に対する情報提供や養育環境の情報を把握するほか、適切な相談・助言の実施に努めます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

〇母子保健事業の「妊産婦・新生児等訪問指導事業」や「育児相談事業」と事業内容が重複するため、この事業を単独で実施していません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後もこの事業を単独で実施せず、母子保健部門と連携を図り、支援を実施していきます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 現在県内の児童養護施設及び乳児院と委託契約を結び、必要なケースに適切に対応できる体制を確保しています。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」利用者はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き県内の児童養護施設及び乳児院と委託契約を結び、必要なケースに適切に対応できる体制の確保に努めます。 ○夜間養護は現在実施していませんが、市内に養護施設が無いため、ニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かる事業です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から、就学前児童の「一時預かり」利用者は3.2%、「幼稚園の預かり保育」は2.3%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後児童クラブに、保育園の頃の一時預かりのような制度があると良い。普段は利用していないが、一年間のうち、1日とか2、3日のように、申請した日時のみ利用できる制度もあると良いと思う。」「一時預かり保育を希望した時、時間が8時半～となっており、当時は上の子は入園しており（7時半から）、同じ時間帯に預けることができなかった事があります。」等の意見や要望がありました。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	706	285	376	347	263
1号認定	550	195	270	289	203
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	156	90	106	58	60
②第一期計画値	12,222	11,539	11,232	10,738	10,856
1号認定	28	27	26	25	25
2号認定	11,963	11,294	10,994	10,510	10,626
上記以外	231	218	212	203	205
乖離（②－①）	11,516	11,254	10,856	10,391	10,593

※2019年度の実績値は見込み

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	300	300	300	300	300
②確保目標量	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
乖離（②－①）	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き、現在の実施施設において実施します。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園及び保育所において保育を実施する事業です。

現状と課題

○現在、本市では実施していない事業です。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「延長保育があればもう少し親も働きやすいと思います。（色々な職業があるので）」という要望がありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2019年度の実績値は見込み



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	127	118	107	100	95
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲127	▲118	▲107	▲100	▲95

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○長時間保育は保護者への支援となる一方で、児童にとっては保護者と過ごす時間が少なくなり、児童の心身への負担も伴うため、事業実施については、保護者のニーズばかりではなく児童の視点にも立ちながら慎重に検討を行います。

④ 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 病後児保育事業実施に向けて検討を重ねてきましたが、現在実施できていません。
- ニーズ調査結果から、実際に「病児・病後児の保育を利用した」就学前児童は0.6%ですが、父親・母親が休んで対処した方の44.2%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「病児保育があれば、仕事を休まず働けるので、職場でイヤな顔されずにすむ。」「病児保育をしていただける施設があると助かります。」「病児保育施設の環境を整えて欲しい」等の要望が多数ありました。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画値	184	179	176	171	170
乖離（②－①）	184	179	176	171	170

※2019年度の実績値は見込み



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	636	588	536	500	472
②確保目標量	0	700	700	700	700
病児・病後児 対応型	0	700	700	700	700
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲636	112	164	200	228

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○事業を実施するには、医師との連携や専用スペースの確保等の条件整備が必要であり、ニーズと合わせて勘案しながら検討を続けます。

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊婦健康診査は、1人につき一般健康診査14枚、子宮頸がん・クラミジア検査1枚、歯科健診1枚、必要に応じて精密検査1枚を母子手帳交付時に発行しています。
- 現在ほとんど100%の実施率で事業を行っています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	144	143	121	110	99
②第一期計画値	166	157	153	146	148
乖離（②－①）	22	14	32	36	49

※2019年度の実績値は見込み



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,287	1,209	1,131	1,066	1,014
②確保目標量	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
乖離（②－①）	393	471	549	614	666

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き、事業に関する啓発を行うとともに、事業を適切に実施します。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本市では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、放課後に過ごす場所としての「ファミリー・サポート・センター」では、就学前児童の利用者・利用希望者はともに0.5%、小学生はありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「仙北市はファミリーサポートが充実していない。近くでいえば大仙市のように、ファミリーサポートがしっかりしていて、子供の送迎サービスや自宅で数時間の子供あずかりなどが利用できるようにしてほしい。」という要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○民間の子育てサポート団体が類似の事業を主体的に実施しており、今後も市内全域で利用できる環境が整うよう連携して取り組みます。



③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き、該当世帯に対して実施します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○児童人口全体は減少傾向にありますが、3歳未満児の施設利用は増加傾向にあるため、待機児童が発生しないよう受け入れ体制確保のために、民間事業者から参入の意向が示された場合に支援します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 現在、市内全小学校区で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、小学校低学年での利用希望がある就学前児童は61.1%、小学生は51.9%となっています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後児童クラブへのバスが利用できるようなりとても安心しております。」「普段から、放課後児童クラブでお世話になっています。長期休業中や土曜日には、大変助かっています。支援員の方、他学年の児童と一緒に過すことが、子供の良い刺激になっているようです。高学年になっても、利用したいと思っています。」「今現在は、祖母が見てくれているが、入院したりして急に子供を放課後見てくれる人がいなかった時、児童クラブに入ることができず困った。事情がある場合は、すぐ入れるようにして欲しい。」等の意見や要望がありました。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	215	260	286	286	260
1年生	87	107	98	106	79
2年生	65	88	111	87	104
3年生	63	65	77	93	77
②第一期計画値	222	240	259	274	274
1年生	77	83	90	92	92
2年生	74	80	87	92	92
3年生	71	77	82	90	90
乖離（②－①）	7	▲20	▲27	▲12	14

※2019年度の実績値は見込み



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	258	236	236	236	214
1年生	78	76	76	76	60
2年生	80	80	80	78	76
3年生	100	80	80	82	78
②確保目標量	340	340	340	340	340
1年生	120	120	120	120	120
2年生	110	110	110	110	110
3年生	110	110	110	110	110
乖離（②－①）	82	104	104	104	126

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き、現在の施設において実施します。



◆小学校高学年の場合

現状と課題

○2015（平成27）年度から市内全小学校区で事業を実施しています。

○ニーズ調査の結果から、小学校高学年での利用希望がある就学前児童は46.6%、小学生は21.7%となっています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後児童クラブを利用しています。バスを利用させてもらったり、子供達のために色々、考えてもらったり、先生方、色々な方に感謝しています。ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。児童クラブを卒業まで、利用させていただきたいです。」という意見がありました。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	34	66	110	130	182
4年生	27	44	58	58	77
5年生	4	18	36	49	58
6年生	3	4	16	23	47
②第一期計画値	60	86	105	112	112
4年生	27	49	49	55	55
5年生	18	20	32	33	33
6年生	15	17	24	24	24
乖離（②－①）	26	20	▲5	▲18	▲70

※2019年度の実績値は見込み



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	174	171	162	150	137
4年生	73	72	68	63	58
5年生	56	55	52	48	44
6年生	45	44	42	39	35
②確保目標量	230	230	230	230	230
4年生	96	96	96	96	96
5年生	74	74	74	74	74
6年生	60	60	60	60	60
乖離（②－①）	56	59	68	80	93

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○引き続き、現在の施設において実施します。

(2) 新・放課後子ども総合プランの推進

「新・放課後子ども総合プラン」では共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう計画的な整備が求められています。放課後児童クラブにおいては現在利用ニーズを確保できる体制はとっていますが、親の就労にかかわらず利用できる放課後子供教室を整備することで、多様な体験・活動を行うことができ、また、放課後を安全に過ごせる場が提供できるよう推進します。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み

○今後も待機児童を生まないように、提供体制の確保に努めます。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2024（令和6）年度に達成されるべき目標事業量

○放課後子供教室は、現在未実施の事業ですが、市内すべての小学校区に放課後児童クラブを設置し、利用を希望するすべての児童を受け入れ、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験を行えるように整備しています。今後一体型の設置について検討したいと思います。

③ 放課後子供教室の2024（令和6）年度までの実施計画

○今後放課後児童クラブとの一体化による事業実施について検討します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

○今後放課後児童クラブとの一体化による事業実施について検討します。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

○現在の放課後児童クラブでも小学校の空き教室を最大限利用しており、今後も基本的には空き教室を利用します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策

○放課後児童クラブを管掌する子育て推進課と放課後子供教室を管掌する教育委員会で課題などを情報共有できるよう定期的な打ち合わせを検討します。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○障がいがある等特別な配慮を必要とする児童も安全に過ごせるよう、指導員への研修などを行います。



⑧ **地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

○各小学校と協議し、開所時間の延長などを検討していきます。

⑨ **各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策**

○放課後児童クラブの児童が、様々な体験活動へ参加できるように支援員の資質向上や、活動内容の充実に向けた研修を行います。

⑩ **各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

○通信などにおいて活動内容等を掲載し、周知を行います。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされております。

本市ではその地域性も鑑み、市内の教育保育施設の半数以上が認定こども園に移行しており、今後もこの体制を維持できるよう努めていきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

本市では2019年から教育・保育アドバイザーを配置し、市内すべての教育・保育施設の質向上、保育者の資質向上、幼小連携に向けた研修の企画や、保育士への指導助言を行う体制を整備しました。今後もこの体制を維持できるよう努めていきます。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育の質の向上や妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない地域支援体制の確保に努め、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえない存在として成長していけるよう支援していきます。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、０歳～１５歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

７ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

広域で利用があった際には、利用する方には制度の案内を的確に行い、特定教育保育施設等の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、確認を行えるよう、指導監査等を行うための基準の整備等を検討します。



第6章

計画の推進・評価体制





第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画は、市が関係機関や地域住民とも連携しながら推進します。推進にあたっては、各年度において実施状況を検証するとともに、市民の意見を反映し、必要な見直しを加えながらその後の施策を実施するものとします。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く住民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

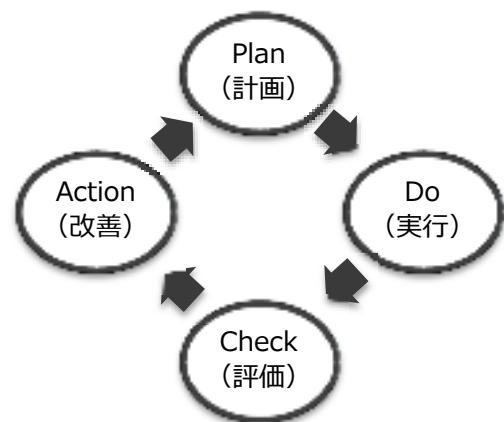
計画の周知にあたっては、広報紙、ホームページ等を活用するとともに、住民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して住民に周知を図ります。

3 計画の評価と進行管理

計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされます。そのためにも、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資 料 編



資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

（３）無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ３～５歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の３年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満３歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

３～５歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- ０～２歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：２号認定又は２号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- ３～５歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7 万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として５年間の猶予期間を設定。

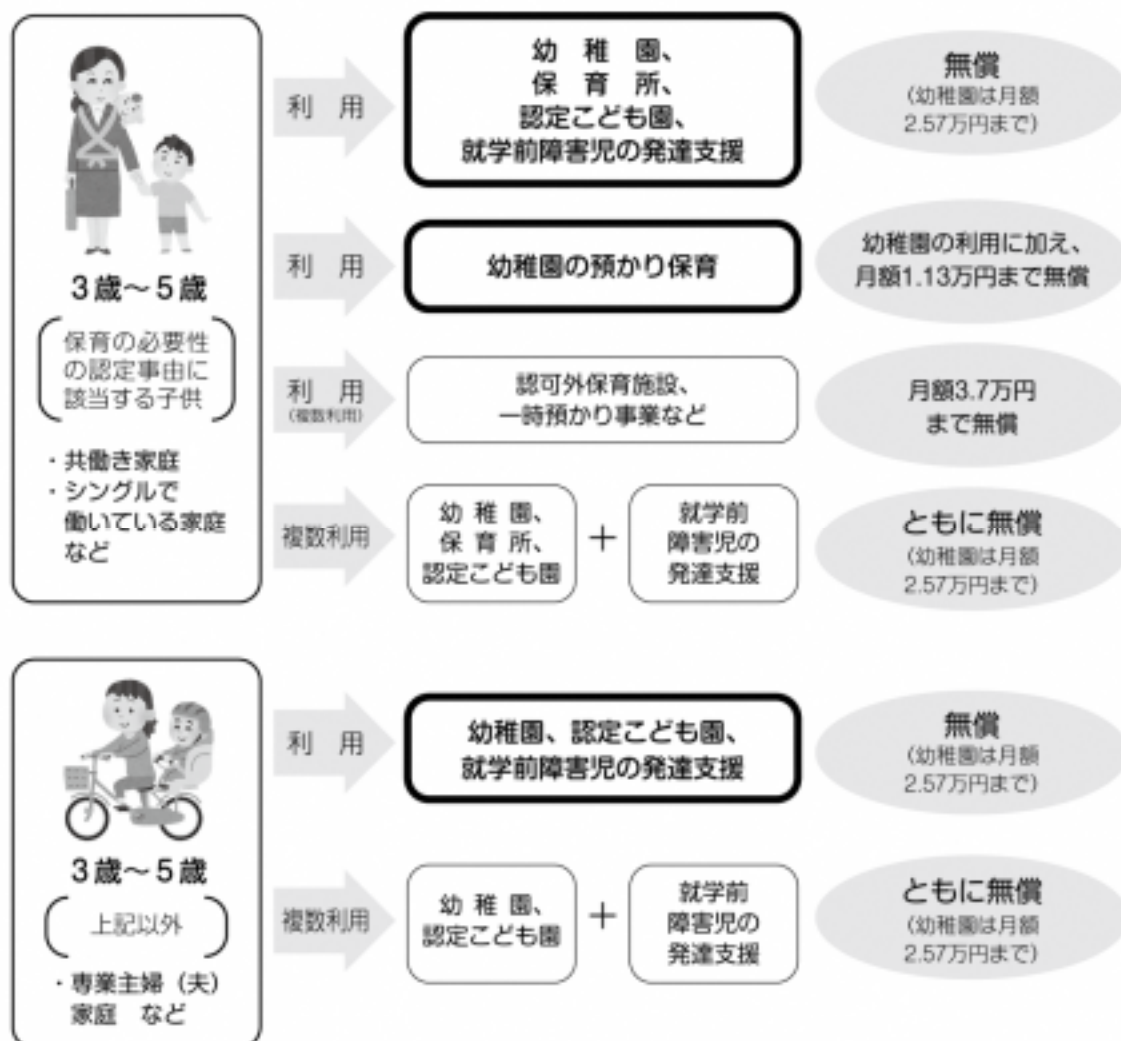
- ０～２歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 仙北市 子ども・子育て会議

(1) 仙北市子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、仙北市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (5) 公募市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（２）委員名簿

No	選任区分	役 職	氏 名	備考
1	学識経験を有する者	元幼稚園、保育園長経験者	鈴木 美智子	会長
2	子どもの保護者	保育園または幼稚園保護者会長	門脇 貴一郎	
3		連合PTA会長または会長の推薦	平岡 太一	
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育園長	熊谷 ひとみ	
5		認定こども園長	川井 朋子	
6		認可外保育施設長	山崎 雪子	
7		放課後児童クラブ支援員	細川 法子	
8	子ども・子育て支援の関係団体に属する者	民生委員協議会長または会長の推薦	渡辺 由美子	
9		社会福祉法人理事長または理事長の推薦	高橋 新子	
10		小中学校長会長または会長の推薦	門脇 伸子	
11	公募市民	小学生までの子育てを行っている者	佐藤 里美	
12		小学生までの子育てを行っている者	村岡 歩	
13	その他市長が必要と認める者	子育てサポート団体代表	茂木 一代	副会長
14		民間企業代表（企業等連絡協議会長または会長の推薦）	西宮 優太	

（３）会議の開催日と審議内容

第１回

日 時	令和２年３月３日　１５時～
場 所	仙北市西木総合開発センター　農林研修室
項 目	（１）子ども・子育て会議について（説明） （２）「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」について（説明） （３）「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」に対する意見について （４）その他

第２回

日 時	令和２年３月１２日　１３時３０分～
場 所	仙北市役所西木庁舎　第２会議室
項 目	（１）「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」に前回からの修正について （２）「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」に対する意見について （３）利用定員変更についての諮問案件について （４）その他

3 用語解説

あ行

○育児休業

労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業のことです。

○NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」といいます。

か行

○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして平成24年8月に制定された法律です。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

さ行

○小1の壁

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、働き方の変更を強いられる問題を指す造語で、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない母親も多くいます。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○ショートステイ事業

原則7日以内で、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。



た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

○地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・ 1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・ 2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・ 3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことです。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。



仙北市 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行者 仙北市 市民福祉部（福祉事務所） 子育て推進課

住 所 〒014-0592 仙北市西木町上荒井字古堀田 47 西木庁舎 1 階

TEL 0187-43-2280 FAX 0187-47-2116

H P <https://www.city.semboku.akita.jp/>

